

**川崎市一般廃棄物処理基本計画における
第2期行動計画の策定の考え方について（答申）**

平成29年11月16日

川崎市環境審議会

はじめに

2017（平成29）年2月7日付け28川環廃政第150号により、川崎市長から環境審議会に対し「川崎市一般廃棄物処理基本計画における第2期行動計画の策定の考え方」について諮問がなされ、具体的な審議については、廃棄物部会に付議して行った。

廃棄物部会では、2017（平成29）年秋の答申に向けて、これまで5回にわたり審議を行い、審議にあたっては、一般廃棄物処理基本計画の基本理念や基本方針を踏まえながら、想定を上回る人口増加、災害対策や超高齢社会への対応、国等における制度改正の状況など、川崎市のごみ処理を取り巻く状況等について精査をした上で、2021（平成33）年までを計画期間とし、目標設定や計画に位置付ける具体的施策など第2期行動計画の策定に向けた考え方について、様々な視点から審議を行ってきた。

こうした審議を経て、このたび社会状況の変化等を踏まえた着実な廃棄物事業の推進に向けた「第2期行動計画の策定の考え方」について、環境審議会として一応の結論を得たので、ここに答申する。

目 次

第1章 総論

1 川崎市一般廃棄物処理基本計画の概要	1
2 第1期行動計画（平成28～29年度）における平成28年度の主な取組状況	3
3 これまでの取組状況と課題	5

第2章 第2期行動計画

1 第2期行動計画の策定について	9
2 計画期間	9
3 第2期行動計画の目標及び指標	10
4 計画の体系	16
5 重点施策	18
6 具体的施策	
（1）基本施策Ⅰ 「環境市民」をめざした取組	28
①環境教育・環境学習の推進	
②情報共有の推進	
③市民参加の促進	
（2）基本施策Ⅱ ごみの減量化・資源化に向けた取組	31
①家庭系ごみの減量化・資源化	
②事業系ごみの減量化・資源化	
③市の率先したごみの減量化・資源化	
④生ごみの減量化・資源化	
（3）基本施策Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組	34
①まちの美化推進	
②市民ニーズに対応した取組の推進	
③不適正排出対策等の取組	
（4）基本施策Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組	36
①安全・安心な処理体制の確立	
②3処理センター体制の安定的な運営	
③効果的・効率的な処理体制の構築	
（5）基本施策Ⅴ 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組	38
①エネルギー資源の効果的な活用	
②低炭素・自然共生をめざした資源の有効利用	
③環境に配慮した処理体制の構築	
④蓄積された環境技術等を活かした取組	

資料編

川崎市のごみ処理の現状・将来予測	40
------------------	----

第1章 総論

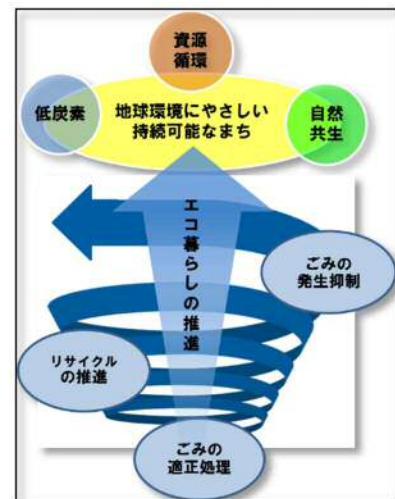
1 川崎市一般廃棄物処理基本計画の概要

■ 基本理念

地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

本市は、150万人の人口を抱える大都市であり、環境意識の高い市民・事業者が多く、「環境市民」として、多様な取組を地域で率先して行っている。

今後も、資源循環・低炭素・自然共生の統合的な取組を推進し、市民・事業者と協働して環境問題を改善することで、ひいては、市域内にとどまらず、日本そして地球環境全体の保全に貢献するため、日本のトップランナーとして率先して取り組むこととしている。



■ 基本方針

1 社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現します

本市で引き続き見込まれる人口増加や将来的な人口減少・少子高齢化、災害対策の強化などの社会状況の変化等に対しても的確に対応しながら、ものを大切に有効活用することによって、ごみを発生させないライフスタイルを追及し、また、それを実践することによって、限りなくごみをつくらない社会の実現を目指していく。

2 市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実践し、さらに3Rを推進します

一人ひとりが、地球環境の状況を考え、それぞれが市民生活や事業活動の中で、循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させたライフスタイルである“エコ暮らし”を実践し、それを習慣化させる取組を推進していく。

3 安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

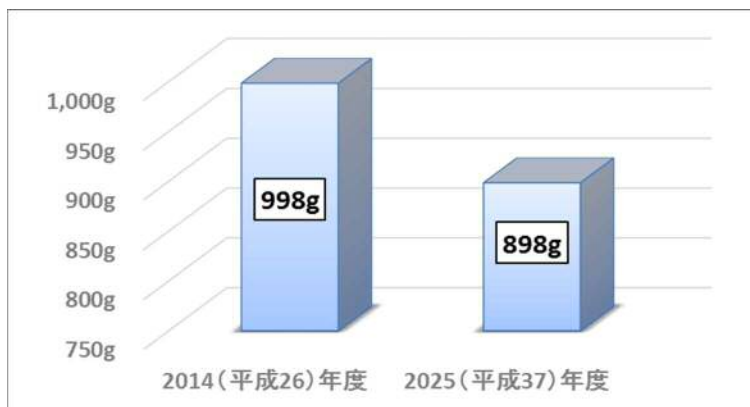
地域の生活環境を守り、安心して暮らせるまちをつくるため、市民が健康的で快適な生活を送ることのできるライフラインとして、安全・安心な処理体制を確保し、適正に廃棄物の処理を行っていく。

■ 計画期間

基本計画の期間は、**2016(平成28)年度から2025(平成37)年度までの10年間**とする。
ただし、大きな社会状況の変化等があった場合には、計画期間の途中に見直しを行う。

■ 基本計画の目標

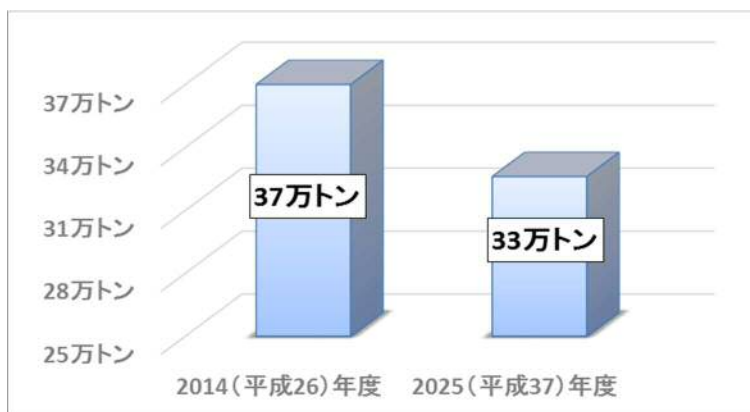
【目標1】 1人1日あたりのごみ排出量を10%削減する(998g⇒898g)



※ごみ排出量とは、一般家庭から排出されるごみ(普通ごみ・粗大ごみ・資源物・資源集団回収)、事業者から排出されるごみ(事業系焼却ごみ・事業系資源物)、道路清掃ごみの合計

グラフ 1-1 1人1日あたりのごみ排出量

【目標2】 ごみ焼却量を4万トン削減する(37万トン⇒33万トン) (家庭系2万トン削減、事業系2万トン削減)



CO₂18,000トン 減
(杉の木128万本分相当)

グラフ 1-2 ごみ焼却量

● 基本計画と行動計画の位置付け

基本計画の目標達成に向け、行動計画において具体的施策を定め、中間目標を設定



2 第1期行動計画（平成28～29年度）における平成28年度の主な取組状況

■ 基本施策1 「環境市民」をめざした取組

- ◇ ごみの減量化・資源化に係る市民参加を推進するため、様々な年代の市民や事業者など多様な主体がごみ減量について意見交換する「ごみゼロカフェ」を開催した。
- ◇ 「つながりたのしむあそび集」を活用した幼稚園での環境教育（幼児）、社会科副読本「くらしとごみ」、環境副読本「わたしたちのくらしと環境 明るい未来に向かって」（小学生）、「あしたをつかめ！いいね それならできる」（中学生）などを配布するとともに、ふれあい出張講座・出前ごみスクール、王禅寺エコ暮らし環境館での環境教室の開催やごみ分別アプリの活用などを行った。

項目	平成28年度の主な実績
ごみゼロカフェの開催回数	3回
ふれあい出張講座の開催回数	87回
出前ごみスクールの開催回数	123回
ごみ分別アプリの閲覧数	308,922回

■ 基本施策2 ごみの減量化・資源化に向けた取組

- ◇ 集積所の状況等の情報共有を図りながら、廃棄物減量指導員等による排出指導を実施した。
- ◇ 使いきり・食べきり・水きりの「3きり」に係るリーフレットを作成・配布するとともに、水きりネットを配布するなどの生ごみダイエットキャンペーンを実施し、普及啓発を行った。
- ◇ 事業系一般廃棄物処理手数料を2017（平成29）年4月に改定した。
- ◇ 処理センターにおいて、内容物審査機等を活用して一般廃棄物の内容審査を行い、事業者への分別指導を行った。
- ◇ 市内の外食産業に食べきりポスターを配布するとともに、食べきり協力店の認定、市ホームページでの紹介を行うなど食品廃棄物の発生抑制を推進した。

項目	平成28年度の主な実績
ごみ集積所の改善指導回数	384回
3きりリーフレットの発行部数	10,000部
水きりネットの配布個数	11,500個
食べきり協力店の取組登録店舗数	11店舗

■ 基本施策3 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

- ◇ 川崎市災害廃棄物等処理計画等の改定に向けた検討を行った。
- ◇ 橘処理センターの建替に向けて既存施設の解体撤去工事に着手するとともに、堤根処理センターの建替に向けた基本構想を策定した。

項目	平成28年度の主な実績
ごみ焼却量	36.6万トン

■ 基本施策4 健康的で快適な生活環境づくりの取組

- ◇ まちの美化推進に向けて、廃棄物減量指導員等による排出指導の実施や「ごみゼロキャンペーン」を実施した。
- ◇ 区役所等でのごみ相談窓口を継続的に実施した。
- ◇ 1人暮らしの高齢者や障がい者の方を対象に、玄関先等までごみを取りに行く「ふれあい収集」を実施した。

項目	平成28年度の主な実績
各種普及啓発キャンペーン実施回数	88回
ごみ相談窓口の実施回数	118回
ふれあい収集の実施件数(普通ごみ)	779世帯
ふれあい収集の実施件数(粗大ごみ)	121世帯

■ 基本施策5 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組

- ◇ 処理センターを安定的に稼働し廃棄物発電を行い、所内電力に活用するとともに、余剰電力は売却することにより温室効果ガスの削減に貢献した。
- ◇ 浮島処理センターで発電した余剰電力の一部について、自己託送制度を活用し、堤根処理センターに送電することで電力料金の削減を行った。
- ◇ 建替が行われる橘処理センターについては、エネルギー回収効率の高い設備の導入に向けて手続きを進めた。

項目	平成28年度の主な実績
ごみ発電量	117,729,560kWh
ごみ売電量	71,237,996kWh

3 これまでの取組状況と課題

■ ごみ総排出量の削減

2007(平成19)年度から、人口が約12万人増加している状況の中、国による循環型社会の構築に向けた関連法の整備のもと、分別収集の拡大をはじめとするさまざまな3R(リデュース、リユース、リサイクル)施策の取組により、ごみの総排出量は減少している。

ごみ焼却量と資源化量を合わせたごみの総排出量は、2007(平成19)年度には約59万トンであったが、2016(平成28)年度には約51.5万トンにまで減少しており、市民・事業者によるごみの発生抑制に対する意識がより高まっていることがうかがえる。



グラフ 1-3 ごみの総排出量と人口の推移

■ 1人1日あたりのごみ排出量の削減

これまでのごみ減量の取組により、1人1日あたりのごみ排出量は、2007(平成19)年度には1,178gであったが2016(平成28)年度には947gにまで減少した。

特に、家庭から排出される普通ごみの減少量が最も大きく、2007(平成19)年度の602gから、2016(平成28)年度には443gにまで減少している。

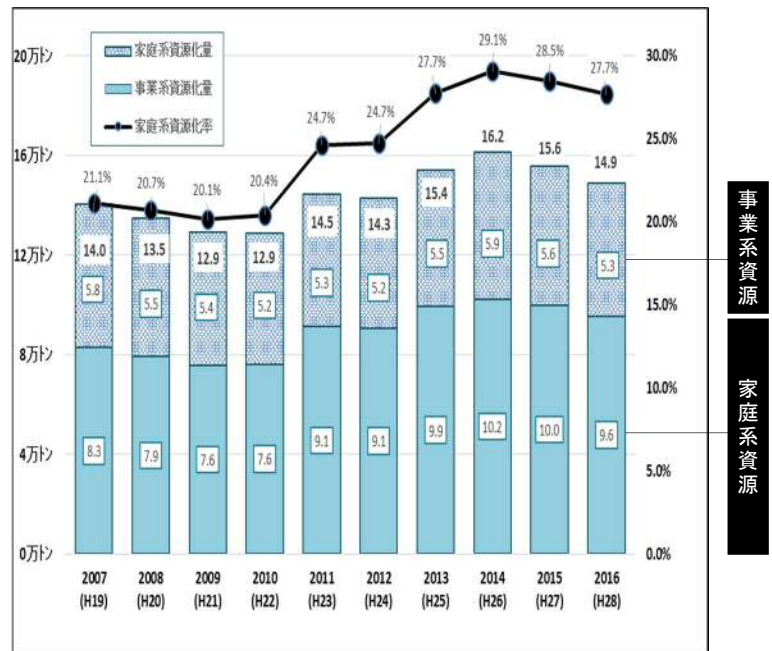
1人1日1gの削減により、年間のごみ総排出量が約550t削減されるため、引き続き、市民・事業者一人ひとりが、ごみの減量に向けた取組を推進していくことが重要である。



グラフ 1-4 1人1日あたりのごみ排出量の削減

■ 資源化の推進

分別収集や資源集団回収等で集められた家庭から排出される資源物の量は、ミックスペーパーの分別収集を全市実施し、プラスチック製容器包装の分別収集を一部の区域（川崎区・幸区・中原区）で開始した2011（平成23）年3月以降、増加した。一方で、近年では、ペーパーレス化などによりごみの発生抑制が進み、資源化量が減少傾向にある。今後は、ごみの発生抑制に向けた取組と合わせて資源化の向上に向けた取組をさらに推進していく必要がある。



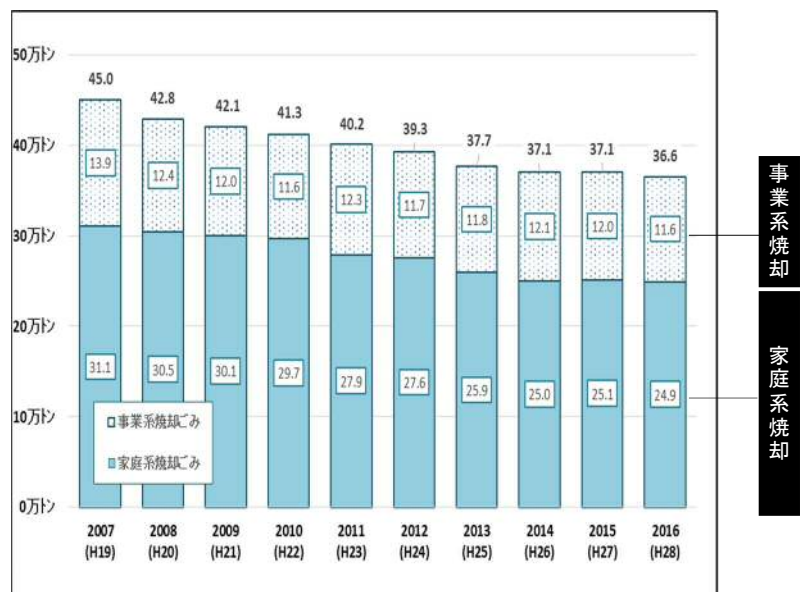
グラフ 1-5 資源化量（率）の推移

■ ごみ焼却量の削減

2016（平成28）年度までに、ごみ焼却量は、2007（平成19）年度と比べて、8万トン以上削減されており、市民・事業者のごみ減量に対する意識が高まっていると推測できる。

内訳としては、家庭系ごみ焼却量が約6.2万トン、事業系ごみ焼却量が約2.3万トンの削減となっている。

なお、これまでの取組によりごみの焼却灰の埋立量が減少し、埋立処分場の延命化が図られたため、2005年（平成17年）に行った試算では2028（平成40）年度には一杯になると見込まれていたが、現在の試算では概ね2053（平成65）年度頃まで延命化が図られた。

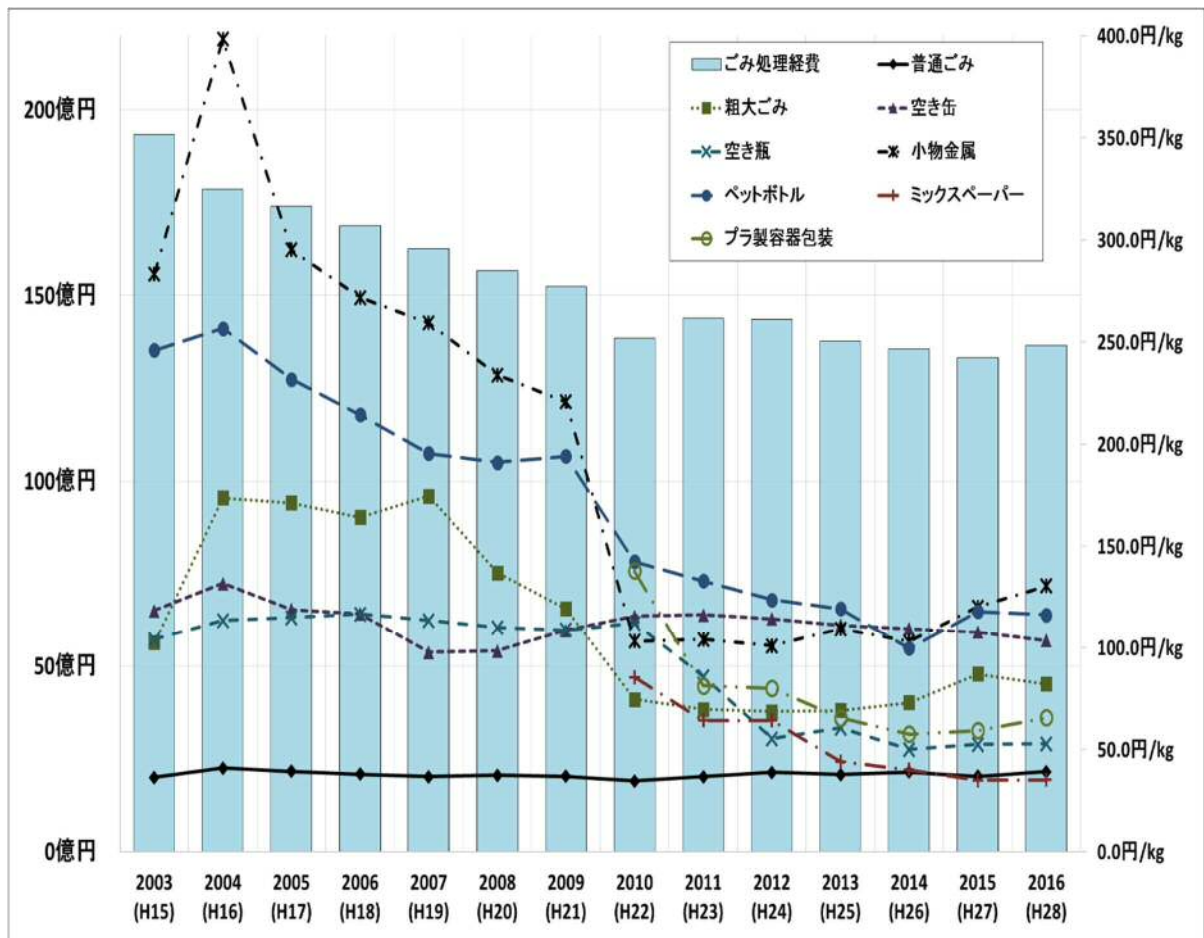


グラフ 1-6 ごみ焼却量の推移

しかしながら、市内に新たな埋立処分場を確保することは困難な状況にあり、今後も、ごみの減量化・資源化を推進することにより、埋立処分場の使用期間を最大限延長することを目指すべきである。

■ ごみ処理費用

本市では、民間事業者の活用や普通ごみの収集回数の変更などの取組により、家庭系ごみの処理費用は大幅な減少傾向にあったが、ごみと資源物の収集運搬及び処理に係る費用は年額約 137 億円となっており、今後も効果的・効率的に事業を進める必要がある。



グラフ 1-7 ごみ処理費用の推移

※ごみ処理費用は、家庭系ごみの収集・運搬、処理・処分等に係る費用

■ 東日本大震災や熊本地震を教訓とした大規模災害への対応の強化

災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していくため、国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や災害対策基本法の改正が行われるなど、東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえて、安全性・安定性を確保した災害時の廃棄物処理体制の重要性はさらに増加している。

■ 社会状況の変化

世界的な状況

2015（平成27）年9月にニューヨーク国連本部で開催された国連持続可能な開発サミットで150を超える加盟国首脳のもとで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が示された。「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標の1つに、持続可能な生産消費体制を確保することが設定され、この目標に向けて2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させることや、3R（リデュース、リユース、リサイクル）により、廃棄物を大幅に削減することなどが示された。

国や神奈川県状況

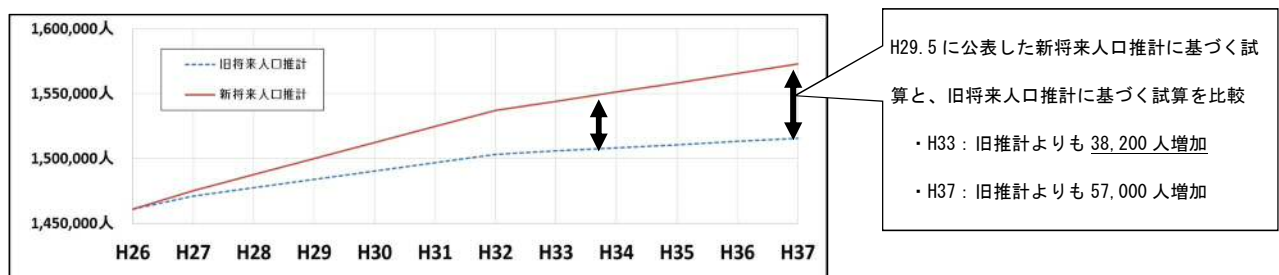
国においては、東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される災害への予防、さらに発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策等について、必要事項を整理した「災害廃棄物対策指針」が2014（平成26）年3月に策定されるとともに、2015（平成27）年7月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正が行われた。神奈川県では、この指針の策定や法の改正等を踏まえて、2017（平成29）年3月に「神奈川県災害廃棄物処理計画」が策定された。

また、国内で大量の食品が廃棄されている問題に対し、食品廃棄物の発生抑制と再生利用の向上等を目的として、2015年（平成27）年7月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」が改定された。この基本方針では、食品ロスの削減にかかわる国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、食品ロス削減国民運動を展開し、食品ロスの削減に努めることなどが示された。

川崎市の状況

本市の人口は2017（平成29）年4月に150万人を突破した。全国的に人口が減少する中、本市では出生数が死亡数を上回る自然増加が続いているとともに、転入が転出を上回る社会増加も続いている。また、交通利便性の良さなどから、20代から30代の若い世代の方々の転入が多い特徴がある。2014（平成26）年と2016（平成28）年の10月1日現在の人口を比較すると、2年間で人口は28,434人、世帯数は16,102世帯増加した。

また、2017（平成29）年5月に公表した将来人口推計では、本市の人口は、引き続き増加傾向を示し、2030（平成42）年に158.7万人となりピークを迎え、以降、減少への転換が想定される。老年人口も、当面、増加を続け、2020（平成32）年に超高齢社会が到来することが想定される。



グラフ 1-6 川崎市の将来人口推計

第2章

第2期行動計画

1 第2期行動計画の策定について

■ 策定の背景

川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）は、「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」を基本理念として平成28年3月に策定した。

基本計画では、平成37年度までの方向性等を定めるとともに、実効性のある計画とするために行動計画（計画期間内の具体的施策）を定めている。行動計画については、社会状況の変化や制度改正等へ柔軟に対応するため、期間を区切って策定するものとしており、川崎市総合計画に合わせて計画期間を2年間（第1期）、4年間（第2期）、4年間（第3期）としている。第1期行動計画の計画期間の終了を受け、後継計画として第2期行動計画を策定する。

川崎市においては想定を上回る人口増加が続いており、2017（平成29）年5月に発表された将来人口推計から試算すると、第2期行動計画の最終年度にあたる2021（平成33）年度の人口は1,544,140人と推計され、2014（平成26）年8月に発表された旧将来人口推計からの試算と比べると38,200人のさらなる増加が見込まれる。これは、基本計画の目標であるごみ焼却量で見ると約6,000t増える影響が考えられ、基本計画の目標の達成に向けては、この人口増加の影響を一人ひとりの取組で抑えていく必要がある。あわせて、近年、ペーパーレス化などにより減少傾向にある資源化率の向上に向けた取組を推進していく必要がある。

また、これまでの取組によりごみの減量化・資源化は一定の効果を挙げているが、昨今では、ごみの減量化・資源化の目標達成に向けた取組以外の、超高齢社会の到来や大規模災害への対応など社会状況の変化に伴い多様化する市民ニーズに対しても、取り組んでいく必要性が高まっている。

第2期行動計画の策定に向けては、第1期行動計画の取組をさらに推進していくとともに、こうした社会状況の変化に的確に対応していく必要がある。

さらに、計画期間内に開催される東京オリンピック・パラリンピックを活用した環境意識の向上に向けた仕掛けづくりなど、時代を捉えた施策展開を行っていく必要がある。

■ 策定における視点

- (1) リサイクルはもとより、より環境負荷の少ない2Rを基調とした循環型社会の構築
- (2) 資源循環・低炭素・自然共生の統合的な取組の推進による持続可能な社会の構築
- (3) 良好な生活環境・まちの美化向上をめざす体制の構築
- (4) 効果的、効率的な事業執行体制の構築
- (5) 社会状況の変化等を見据えた対応

2 計画期間

2018(平成30)年度から2021(平成33)年度までの4年間とする。

3 第2期行動計画の目標及び指標

■ 目標

川崎市では、2017（平成29）年5月に人口推計の見直しを行ったところであり、想定を上回る人口増加による、ごみ焼却量への影響が考えられる。このため、基本計画の目標の1つである「ごみ焼却量の10年間で4万t削減」の達成に向けては、さらなる人口増加により影響が見込まれるごみ焼却量約6,000t分を削減する必要があるとあり、ごみの発生抑制（1人1日あたりの普通ごみ排出量）及び資源化（家庭系資源化率）のさらなる推進が不可欠である。

このため、第2期行動計画では、「エコ暮らし」の推進によるごみの発生抑制や、ミックスペーパー・プラスチック製容器包装の分別の徹底、食品ロス削減の推進、資源集団回収量の向上などの取組を推進することとし、基本計画の目標達成につなげていくために、第1期行動計画に引き続き、3つの目標を設定する。

* 2016（平成28）年度実績を基準とする。

◆ 指標

超高齢社会の進展や大規模災害への対応など、社会状況の変化に伴う市民ニーズはますます多様化・複雑化しており、ごみ減量化・資源化に向けた目標値では評価できない施策の重要性が増大している。このため、第2期行動計画では、ごみの減量化・資源化を促進するための目標値に加え、市民サービスの質をさらに向上するための、新たな指標を設定する。

指標の考え方

目的 : 社会状況の変化に即した、質の高い市民サービスの提供

評価方法 : 廃棄物行政を取り巻く諸課題へ対応する施策ごとに、目指すべき到達点（定性的指標）を設定し、達成状況について、PDCAサイクルの考え方にに基づき、毎年度、管理・評価を行い、公表する。

<施策の構成イメージ>

【目標値に対応する施策例】

- ・家庭系ごみの減量化・資源化に係る施策
- ・事業系ごみの減量化・資源化に係る施策
- 等

【双方に共通する施策例】

- ・情報共有の推進に係る施策
- ・環境教育・環境学習の推進に係る施策
- 等

【指標への対応施策例】

- ・超高齢社会への対応に係る施策
- ・災害への対応に係る施策
- ・行政サービスのさらなる展開に係る施策
- 等

目標値による評価

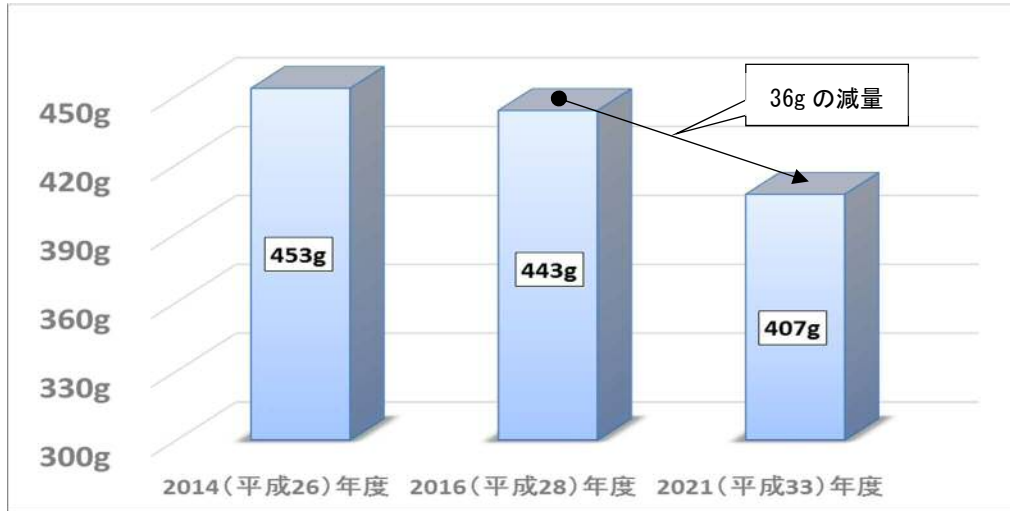
【目標1：家庭系普通ごみ排出量】、【目標2：家庭系資源化率】、【目標3：ごみ焼却量】

指標による評価

■ 目標1：ごみの発生抑制の推進

1人1日あたりの普通ごみ排出量を36g削減する（443g⇒407g）

市民のみなさんが、毎日の生活の中で取組効果がより実感できるように、事業系を含めたごみ全般ではなく「普通ごみの排出量」を目標に設定する必要がある。

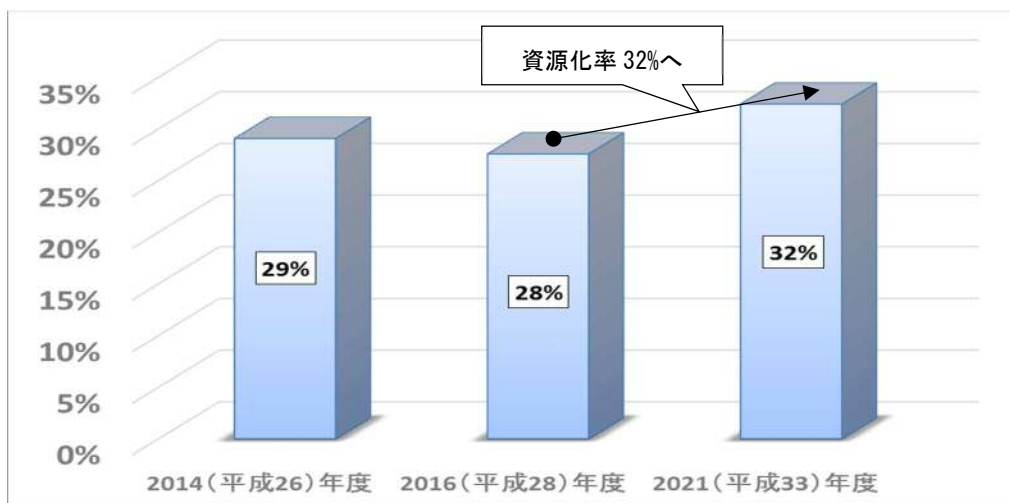


グラフ 2-1 1人1日あたりの普通ごみ排出量

■ 目標2：リサイクルの推進

家庭系の資源化率を32%にする（28%⇒32%）

市民のみなさんが、毎日の生活の中で取組効果がより実感できるように、事業系を含めた資源物全般ではなく「家庭系資源物」を目標に設定する必要がある。

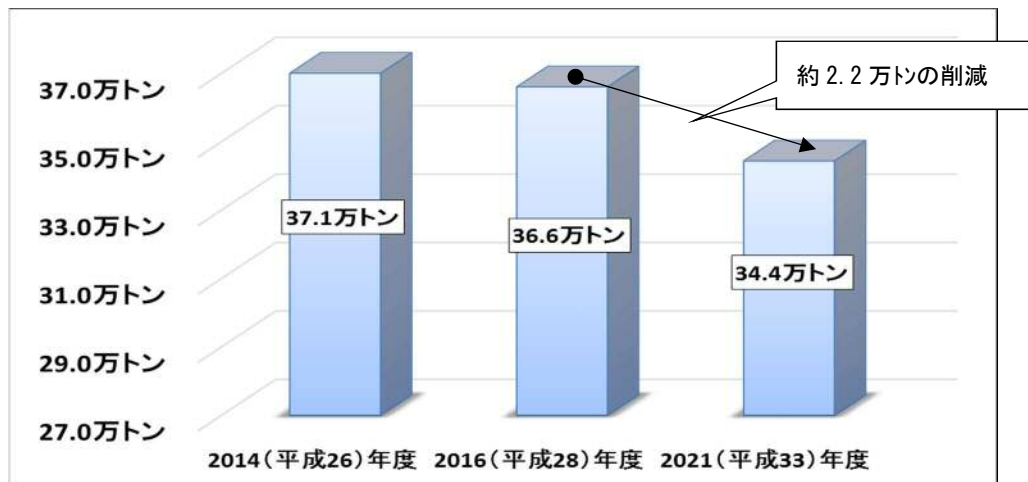


グラフ 2-2 家庭系資源物の資源化率

■ 目標3：ごみ焼却量の削減

ごみ焼却量を 2.2 万トン削減する (36.6 万トン⇒34.4 万トン)

※ 家庭系1万2千トン削減、事業系1万トン削減



グラフ 2-3 ごみ焼却量

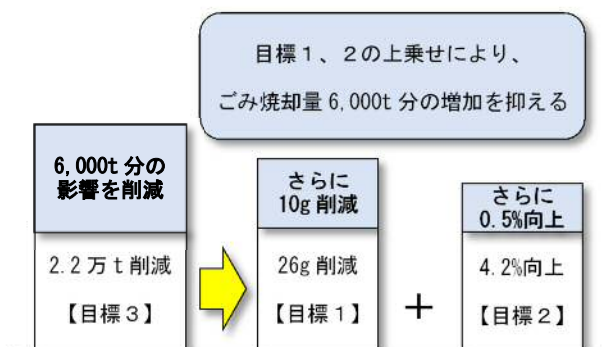
【参考】

■ 人口増加による目標値への影響

項目	H33 (第2期最終年度)	H37 (第3期最終年度)
① 旧将来人口推計 (H26.8 公表) に基づく試算	1,505,940 人	1,515,700 人
② 新将来人口推計 (H29.5 公表) に基づく試算	1,544,140 人	1,572,700 人
差 (②-①)	38,200 人	57,000 人
人口増加によるごみ焼却量の影響	+約 6,000t	+約 8,200t

■ 第2期行動計画の目標値の考え方

項目	H33 予測値 (旧将来人口推計試算)	H33 目標値 (新将来人口推計試算)
【目標3】 ごみ焼却量	34.4 万 t (2.2 万 t 削減)	同左
【目標1】1人1日あたり 普通ごみ排出量	417.3g (26g 削減)	406.9g (36g 削減)
【目標2】 家庭系資源化率	31.9% (4.2%向上)	32.4% (4.7%向上)



※目標1、2については、少数点第1位を四捨五入した整数値を目標値としている。

◆ 指標

社会状況の変化に即した、質の高い市民サービスの提供に向けた指標を設定

◇ 指標（定性的指標）の評価方法

・目標値では評価できない廃棄物行政を取り巻く諸課題へ対応する施策ごとに、目指すべき到達点（定性的指標）を設定し、達成状況について、PDCAサイクルの考え方にに基づき、毎年度、管理・評価を行い、公表する。

諸課題	取組の方向性	目指すべき到達点（定性的指標）
超高齢社会への対応	超高齢社会の到来に向けて、ふれあい収集などの取組の強化を図る。また、日々のごみ収集を通じた「みまもり」など、地域等との連携強化を図る。	高齢者が安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、ふれあい収集を必要とする方に適切に認知・実施されるとともに、「みまもり」による地域等との連携強化を目指す。
災害への対応	災害発生時においても、安全・安心な廃棄物処理体制を確保するとともに、災害時の分別方法などをわかりやすくまとめ、平常時から市民等に周知を図る。	災害発生時の処理体制や排出方法について、平常時から理解を高めることで日頃の防災に対する備えや意識を向上させる。
一時多量ごみへの対応	高齢化・単身世帯化などによりニーズが高まっている「遺品整理や引越しなどに伴う一時大量ごみ」について、迅速かつ適正な回収ルート構築を図る。	一時多量ごみの迅速処理などのニーズに対応した処理体制の構築を目指す。
有害廃棄物・処理困難物への対応	処理の困難性から、市では収集していない農業などの有害廃棄物・処理困難物について、適正な回収ルート構築を図る。	市民が処分できず自宅で保管するなどの状況を改善し、適正処理体制の構築を目指す。
環境美化向上への対応	オリンピックなど時期を捉え、まちの美化向上に向け、ICTの活用や幅広い地域活動団体との連携など、取組の強化を図る。	環境先進都市としての魅力の向上や、市民の環境意識の向上を目指す。

目標・指標の分析評価にあたっての「かわさき市民アンケート」の活用

- ・ごみの減量化・資源化に向けた取組及び市民サービスの質の向上に向けた取組に対する分析評価にあたっては、「目標」及び「指標」による評価に加えて、廃棄物行政全体に対する市民目線での評価を行うため、「かわさき市民アンケート」調査結果を活用する。
- ・市民によって評価の視点が異なるなど、数値には様々な要素が影響することに留意しながら、中長期的・多角的な視点での分析・評価を行う。

かわさき市民アンケート調査結果	H25	H26	H27	H28
「市政の仕事でよくやっていると思うこと」で「日常のごみ収集やリサイクル」を選んだ人の割合	43.1% (1位)	56.7% (1位)	53.5% (1位)	44.6% (1位)

※調査対象 3,000 人 有効回答数 1,300 人～1,422 人

■ 目標の達成と指標の向上に向けた新たな取組

想定を上回る人口増加や2020（平成32）年には到来が想定される超高齢社会への対応など、本市のごみ行政を取り巻く諸課題は日々増大しており、今回設定する目標及び指標の達成・向上に向けては、社会状況の変化に対応した新たな視点、オリンピック・パラリンピックの開催など時代の契機に着目した視点での対応が不可欠である。

第2期行動計画では、150万「環境市民」と事業者・行政が協働して、「エコ暮らし」のさらなる浸透を図ることで、目標の達成及び指標の向上を目指していく必要がある。

<想定を上回る人口増加への対応(目標達成)>

□ 150万「環境市民」に向けた分別・減量化意識の向上

分別がわかりにくいといわれているミックスペーパー・プラスチック製容器包装では、分別が十分にされていない状況にある。分別率の向上には、「エコ暮らし」の浸透と、市民一人ひとりの分別やごみ減量化への意識が重要である。そのため、150万人を超える多様な市民に向け、年齢、国籍などにかかわらず誰もがわかりやすく分別ルール等が理解できるように、ユニバーサデザインに配慮した広報物の作成や、対象者ごとに効果的な広報を実施し、意識の醸成を図る。また、ミックスペーパーやプラスチック製容器包装については、普通ごみへの混入が未だに多く見受けられことから、廃棄物減量指導員等の地域と連携したごみ排出ルールの周知や不適正排出に対する指導徹底など様々な角度から取組を推進する。

<対応する新規・拡充施策>

- I (1)⑥市内転入者への普及促進【新規】
- II (1)①ごみ排出ルールの周知徹底【拡充】
- II (1)④資源集団回収事業の充実【拡充】

□ 市内転入者に向けたごみの排出・分別ルールの周知

全国的に人口が減少している状況の中、本市では人口増加が進んでおり、年間約10万人の市内転入者に向け、廃棄物減量指導員や区役所などと連携し、ごみ排出・分別ルールの周知徹底を図る。特に、啓発効果の高い新規大規模集合住宅に対し、分別ルールの普及啓発を重点的に行う。

<時代を捉えた取組の推進(目標達成)>

□ 世界が約束した（SDGs）食品ロス対策

持続可能な開発目標（SDGs）では、2030年までに世界全体の一人あたりの食品廃棄の半減が掲げられており、本市においても、当該目的の趣旨を捉え、動脈・静脈産業を横断した食品関係者へのヒアリングや市民を交えた意見交換を実施し、新たな食品ロス対策手法を検討する。さらに、外食産業と連携した食品ロス削減の取組の充実を図る。また、低コストで資源化を行うことが可能な事業者向け生ごみ処理機等を活用した生ごみの減量化・資源化に向けた検討を行う。

<対応する新規・拡充施策>

- I (3)③ごみゼロカフェなど市民参加の取組【拡充】
- II (1)③拠点回収・店頭回収の拡充【拡充】
- II (2)③事業系資源物のリサイクルルートの拡充【拡充】
- II (4)④生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進【拡充】

□ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした小型家電リサイクルなど、拠点回収等の拡充

東京オリンピック・パラリンピックの国民参画型プロジェクト「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」の展開による関心の高まりを踏まえ、小型家電リサイクルの推進など、拠点回収等の拡充を図るとともに、メダルプロジェクト終了後においても、持続的な取組が推進されるよう、効果的なリサイクルの手法・内容を検討する。

<超高齢社会への対応(指標向上)>

◇ 地域包括ケアシステムとの連携による取組の推進

超高齢社会の到来を見据えて、自ら一定の場所までごみを持ち出すことのできない高齢者や障がい者の方を対象に、玄関先などまでごみを取りにいく「ふれあい収集」などの取組の強化を図る。

さらに、日々のごみ収集を通じた「みまもり」など、区役所や地域との連携強化を図り、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを進める。

<対応する新規・拡充施策名称>

IV(2)②ふれあい収集の推進【拡充】

<災害への対応(指標向上)>

◇ 災害に対する平時からの対策の推進

地球温暖化による集中豪雨の発生回数の増加や台風の大型化、近い将来に発生が懸念される大規模な地震発生など、災害への不安が高まっている中、災害発生時においても、安全・安心な廃棄物処理体制を確保するとともに、通常の体制でのごみ収集が行えないことが想定される災害時における家庭でのごみ分別排出方法の検討を行い、災害時の分別方法などをわかりやすくまとめ、平常時から市民等に周知することで、日頃の防災に対する備えや意識の向上を図る。

<対応する新規・拡充施策>

I(2)④災害発生時の分別方法の周知【新規】

III(1)⑤災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保【拡充】

<行政サービスのさらなる展開(指標向上)>

◇ 一時多量ごみや有害廃棄物・処理困難物の適正処理の推進

超高齢社会の到来など社会状況の変化からニーズが高まっている「遺品整理や引越しなどに伴う一時多量ごみ」や、処理の困難性から現在市では収集しておらず、市民が自宅で保管している「有害廃棄物・処理困難物」などについて、迅速に対応する適正な回収ルートの構築を図る。

<対応する新規・拡充施策名称>

I(1)⑤イベント等での啓発活動の充実【拡充】

III(1)③有害廃棄物・処理困難物への取組【拡充】

IV(1)①集積所周辺等の環境美化【拡充】

IV(1)②各種普及啓発キャンペーンの実施【拡充】

IV(2)④一時多量ごみへの対応【新規】

◇ 「エコ暮らし」や川崎のクリーンな街並みの世界への発信

東京オリンピック・パラリンピックを契機として、「エコ暮らし」なライフスタイルをイベントなども活用して情報発信を行うとともに、市民・事業者の環境意識の高まりを目指す。

さらに、世界に向けて川崎のクリーンな街並みを発信するため、まちの美化向上に向け、ICT(情報科学技術)の活用や既存の市民団体に加え、幅広い地域活動団体との連携とともに、ごみの散乱防止に向けたごみ処理の手法や周辺住民と連携した取組の強化なども検討し、ごみのない美しいまちの実現を目指す。

4 計画の体系

● 基本計画 2016（平成28）年度～2035（平成37）年度

- ◎ 基本理念 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして
- ◎ 基本方針
 - 1 社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現します
 - 2 市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実現し、さらに3Rを推進します
 - 3 安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守ります
- ◎ 目標
 - 1) 1人1日あたりのごみ排出量 100g 削減
 - 2) ごみ焼却量 4万ト削減

※ 目標の基準年度は平成26年度

● 第2期行動計画 2018（平成30）年度～2021（平成33）年度

- ◎ 目標
 - 1) 1人1日あたりの普通ごみ排出量 36g 削減
 - 2) 家庭系資源化率 32%
 - 3) ごみ焼却量 2.2万ト削減
- ◎ 指標

社会状況の変化に即した、質の高い市民サービスの提供に向けた指標を設定

※ 目標の基準年度は平成28年度

基本施策（基本計画）		具体的施策（第2期行動計画）	重点	エコ
I 「環境市民」をめざした取組	(1) 環境教育・環境学習の推進	① 幼児・低年齢層への普及促進	●	●
		② 若年層や高齢者、外国人等への普及促進	●	●
		③ 市民への普及促進	●	●
		④ 普及啓発拠点を活用した啓発活動の充実		●
		⑤ イベント等での啓発活動の充実		●
		⑥ 市内転入者への普及促進	●	●
	(2) 情報共有の推進	① 多様な媒体を活用した情報提供		●
		② 資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報提供		●
		③ 家庭のごみダイエット・チェックシートの普及と指標の見直し	●	●
		④ 災害発生時の分別方法の周知	●	
	(3) 市民参加の促進	① 廃棄物減量指導員等との連携強化	●	●
		② 地域環境リーダーの育成		●
		③ ごみゼロカフェなど市民参加の取組の推進	●	●
		④ 環境パートナーシップかわさきの推進		●
		⑤ 環境功労者の表彰		●
II ごみの減量化・資源化に向けた取組	(1) 家庭系ごみの減量化・資源化	① ごみ排出ルールの周知徹底	●	●
		② 製品の適正包装の推進		●
		③ 拠点回収・店頭回収の拡充	●	●
		④ 資源集団回収事業の充実	●	●
		⑤ 衣料品リサイクルに係る取組の強化	●	●
	(2) 事業系ごみの減量化・資源化	① 3Rに取り組む店舗等に係る認定制度の普及		●
		② 事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底		●
		③ 事業系資源物のリサイクルルートの拡充	●	●

基本施策（基本計画）		具体的施策（第2期行動計画）	重点	エ コ	
	(3) 市の率先したごみの減量化・資源化	① 市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進		●	
		② グリーン購入の促進		●	
	(4) 生ごみの減量化・資源化	① エコ・クッキング講習会の開催		●	
		② 3きり運動の推進	●	●	
		③ 生ごみの減量化・リサイクルに係る助成制度の推進		●	
		④ 生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進	●	●	
		⑤ 公共施設等における生ごみリサイクルの推進		●	
⑥ 学校給食における生ごみリサイクルの推進		●			
⑦ 食品ロス対策等の推進	●	●			
Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組	(1) 安全・安心な処理体制の確立	① 廃棄物処理技術の研究と技能の継承			
		② ごみ焼却灰（埋立灰）及び埋立処分場の適切な管理			
		③ 有害廃棄物・処理困難物への取組	●		
		④ 廃棄物処理施設等の補修・整備			
		⑤ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保	●		
	(2) 3処理センター体制の安定的な運営	① 安定的な処理体制の運営	●		
		② 橘処理センターの建替	●		
		③ 堤根処理センターの建替	●		
		④ 資源化処理施設等の整備等方針の検討			
	(3) 効果的・効率的な処理体制の構築	① 計画のフォローアップ			
		② 効果的な経済手法の研究			
		③ 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討	●		
④ 生活環境事業所のあり方の検討		●			
Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組	(1) まちの美化促進	① 集積所周辺等の環境美化	●	●	
		② 各種普及啓発キャンペーンの実施	●	●	
	(2) 市民ニーズに対応した取組の推進	① ごみ相談窓口の充実	●	●	
		② ふれあい収集の推進	●		
		③ 市民ニーズに対応したごみ収集			
		④ 一時多量ごみへの対応	●		
	(3) 不適正排出対策等の取組	① 不法投棄対策の実施			
		② 不適正排出指導等の徹底	●		
		③ 資源物の持ち去り対策の検討			
		④ 搬入禁止物の混入防止	●		
	Ⅴ 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組	(1) エネルギー資源の効果的な活用	① ごみ発電事業等の余熱利用の推進	●	
			② 廃棄物発電の新たな活用法の検討	●	
③ バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究					
(2) 低炭素・自然共生をめざした資源の有効利用		① 様々な地域活動団体等と連携した取組の推進		●	
		②～⑧ 再掲【Ⅱ(4)③、Ⅱ(4)④、Ⅱ(4)⑤、Ⅱ(4)⑥、Ⅱ(4)⑦Ⅲ(2)②、Ⅲ(2)③】			
(3) 環境に配慮した処理体制の構築		① 環境にやさしい輸送システムの構築			
		② 環境マネジメントシステムを活用した処理センターの運営			
		③ 埋立処分場延命化の研究			
(4) 蓄積された環境技術等を活かした取組		① 環境に配慮した製品の開発促進に向けた環境づくり			
		② 環境産業との連携			
		③ 国際貢献の推進			
		④ 低CO2川崎ブランドの推進		●	

5 重点施策

■ 重点施策の設定の視点

重点的・優先的に取り組む施策について、基本計画の基本方針をより明確化し、「エコ暮らし」や安定的な廃棄物処理事業を推進していくために効果の大きな施策等を、基本施策ごとに重点施策として設定する必要がある。

特に、下記の「重点施策を設定する際の視点」①～③については、「エコ暮らし」を実践するための重要な視点である。

今回の基本計画では、資源循環・低炭素・自然共生の統合的な取組を推進していくとともに、市民生活や事業活動の中で、それぞれが循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させたライフスタイルである「エコ暮らし」を実践し、リサイクルに関する意識向上はもとより、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）の取組をさらに推進していくため、重要な取組である「エコ暮らし」が、生活の中に浸透していくように、しっかり取り組むべきである。

また、第2期行動計画では、具体的施策 66 施策中、32 施策を重点施策としている。重点施策については、毎年、点検・評価を行うため、個別に参考指標を設け、進捗状況を公表していく必要がある。

重点施策を設定する際の視点

- ① 分別排出の徹底やごみの発生抑制に向けて効果の大きな施策
- ② 市民・事業者・行政の協働による効果の大きな施策
- ③ 低炭素社会・自然共生社会の構築に向けて効果の大きな施策
- ④ 効果的・効率的な処理体制の構築に向けて効果の大きな施策
- ⑤ ライフラインとして安全・安心な処理体制の確保に効果の大きな施策
- ⑥ その他、特に重点的に取り組む必要のある施策

■ 重点施策

基本施策Ⅰ 「環境市民」をめざした取組

資源循環・低炭素・自然共生の統合的な取組を推進し、地球環境にやさしい持続可能なまちをめざすために、「エコ暮らし」とはどのような生活か、またどのように実践していくべきかなどを、市民・事業者・行政で意見を出し合い、その考えを他の施策にも反映していけるよう、双方向に取り組んでいく必要がある。

基本施策Ⅰ（１）環境教育・環境学習の推進

- ✓ 「エコ暮らし」の浸透と分別意識の向上に向け、150万人を超える多様な市民に対し、幼児・低年齢層・若年層・高齢者・外国人など、年齢・国籍にかかわらず誰もがわかりやすく分別ルール等が理解できるように、ユニバーサルデザインに配慮した広報物の作成や、切れ目のない学習機会を提供するとともに、市民がごみ減量イベントを企画するなど、市のイベントに参加するだけでなく主体的に関わっていく機会を設けることも検討する。
- ✓ 環境学習のテーマの1つとして、食品ロス問題について取り上げていくとともに、マイクロプラスチック問題などの国際的な課題についても、学習内容について盛り込む。
- ✓ 公共施設や大学等、市民が多く集まる場を普及啓発の拠点として活用し、ごみの分別の仕方などのモデル展示や、定期的に発行している「3Rニュース」など、様々な手法を活用した普及啓発を実施していく。
- ✓ 市内転入者に向けて、廃棄物減量指導員や区役所などと連携し、川崎市のごみ排出・分別ルールの周知徹底を図る。特に、啓発効果の高い新規大規模集合住宅に対し、分別ルールの普及啓発を重点的に行う。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
I(1)① 幼児・低年齢層への普及促進	教材配布数	出前ごみスクール 開催回数
I(1)② 若年層や高齢者、外国人等への普及促進	アプリの閲覧数	リーフレットの 配布数
I(1)③ 市民への普及促進	ふれあい出張講座の 開催回数	—
I(1)⑥ 市内転入者への普及促進	区役所等における リーフレットの配布数	—

基本施策Ⅰ（２）情報共有の推進

- ✓ 日常生活での3Rの取組目安となるよう作成した「家庭のごみダイエット・チェックシート」について、ホームページ等を活用してさらに普及啓発を図る。
- ✓ 災害発生時は、通常の体制でのごみ収集が行えないことが想定されるため、災害時における家庭でのごみ分別排出方法の検討を行い、災害時の分別方法などをわかりやすくまとめ、平常時から市民等に周知を図る。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
I (2)③ 家庭のごみダイエット・チェックシートの普及と指標の見直し	家庭のごみダイエット・チェックシートの活用枚数	—
I (2)④ 災害発生時の分別方法の周知徹底	リーフレットの配布数	—

基本施策Ⅰ（３）市民参加の取組

- ✓ ごみの減量とリサイクルの地域におけるボランティア・リーダーとして活動している廃棄物減量指導員との連携を、様々な機会を捉えて強化し、ごみの減量化・資源化について取り組む。
- ✓ 地域環境リーダーや生ごみリサイクルリーダーなど、環境の各分野で地域や職場のリーダーとして活動している方々や関係機関等とも連携を図り、ごみの減量化・資源化につながる取組を行う。
- ✓ ごみ問題に関心のある様々な年代の市民や事業者など多様な主体が参加し、様々な意見交換を行い、その意見を広く市民等に発信し、実践してもらおう「ごみゼロカフェ」などの充実を図る。
- ✓ 食品関係者へのヒアリングや市民を交えた意見交換を実施し、新たな食品ロス対策手法を検討する。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
I (3)① 廃棄物減量指導員等との連携強化	市（区）減量指導員連絡協議会の開催回数	地域環境リーダーの修了者数
I (3)③ ごみゼロカフェなど市民参加の取組の推進	ごみゼロカフェの開催回数	—

基本施策Ⅱ ごみの減量化・資源化に向けた取組

基本計画や行動計画の目標達成に直結する取組でもあるため、市民・事業者・行政が協働して、ごみの減量化・資源化に取り組む必要がある。

基本施策Ⅱ（１）家庭系ごみの減量化・資源化

- ✓ 分別がわかりにくいと言われているプラスチック製容器包装やミックスペーパーの分別率は、現時点でそれぞれ35%～40%程度であるため、取組が最も進んでいると言われている都市のレベル（50～60%）を目指して、150万人を超える多様な市民に向け、ターゲットを絞った普及啓発の実施や、廃棄物減量指導員等とも連携した分別排出指導の強化等を図る。
- ✓ 「みんなのメダルプロジェクト」の展開による関心の高まりを踏まえ、小型家電リサイクルの推進を図るとともに、持続的な取組の推進されるよう、効果的なリサイクルの手法・内容を検討する。
- ✓ 店頭回収場所や対象物の把握・拡充を含め、資源化促進に向けた検討を進める。
- ✓ 事業者と連携した店頭回収の取組など、リサイクルルートの拡充に向けた検討を行う。
- ✓ 資源集団回収の有用性について、市民への普及啓発を行う。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
Ⅱ(1)① ごみ排出ルールの周知徹底	ミックスペーパー 分別率	プラスチック製容器包装 分別率
Ⅱ(1)③ 拠点回収・店頭回収の拡充	資源物の拠点回収量	店頭回収の 取組紹介数
Ⅱ(1)④ 資源集団回収事業の充実	資源集団回収量（全体）	焼却ごみに含まれる 資源集団回収対象物の量
Ⅱ(1)⑤ 衣料品リサイクルに係る取組の強化	衣料品リサイクル 回収店舗数	資源集団回収量（古布）

基本施策Ⅱ（2）事業系ごみの減量化・資源化

- ✓ 事業系古紙類の資源化を進めるため、資源化の手法を積極的に事業者へ情報提供するなど、事業者へのフォローアップを行うとともに、内容審査を充実し、処理センター（ごみ焼却処理施設）への古紙搬入を抑制する。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
I (2)③ 事業系資源物のリサイクルルートの拡充	焼却ごみに含まれる事業系古紙の量	事業系焼却ごみ量

基本施策Ⅱ（4）生ごみの減量化・資源化

- ✓ 家庭でできる食品廃棄物の発生抑制や減量の取組として、使いきり・食べきり・水きりの「3きり」を中心とした取組の普及啓発の推進を図る。
- ✓ 生ごみリサイクルリーダーと連携して、生ごみの減量化や堆肥化、その活用方法等を普及していくとともに、生ごみリサイクルに取り組んでいる市民、事業者、農業者等の取組を広く紹介する交流会を市民団体と協働して開催する。
- ✓ 食べきり協力店の設定など、外食産業と連携した食品ロス対策について取り組む。
- ✓ 食品廃棄物を多く排出する多量排出事業者等の排出実態を把握し、食品廃棄物のリサイクル推進に向け、対象事業者へ普及啓発を行っていく。
- ✓ 事業者向け生ごみ処理機等を活用した生ごみの減量化・資源化の普及促進を図る。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
II (4)② 3きり運動の推進	普通ごみに含まれる生ごみの量	—
II (4)④ 生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進	生ごみリサイクルリーダーの派遣等活動回数	生ごみリサイクル交流会等の開催回数
II (4)⑦ 食品ロス対策等の推進	取組登録店舗数	焼却ごみに含まれる事業系生ごみの量

基本施策Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

廃棄物処理は全市民の生活を支える重要なライフラインであり、また、施設建設などは多額の費用を必要とする取組であるため、長期的な展望のもと計画的にしっかり取り組んでいく必要がある。

基本施策Ⅲ（1）安全・安心な処理体制の確立

- ✓ 販売店での引取りが拒否された有害廃棄物・処理困難物について、適正な回収ルート of 構築を図る。
- ✓ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保に向けて、災害廃棄物等処理計画などを適宜見直すとともに、協定を締結している関係事業者等との連携強化を図る。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
Ⅲ(1)③ 有害廃棄物・処理困難物への取組	取組の進捗状況	—
Ⅲ(1)⑤ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保	取組の進捗状況	—

基本施策Ⅲ（2）3処理センター体制の安定的な運営

- ✓ 3処理センター体制においても、効果的・効率的なごみの収集・運搬・処理が行われるように、社会状況の変化等に的確に対応するとともに安定的な処理体制の運営に努めていく。
- ✓ 橋処理センターの建替えについては、「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、既存の橋処理センターを解体撤去し、新たにごみ焼却処理施設及びミックスペーパー資源化処理施設の整備に取り組む。
- ✓ 堤根処理センターの建替えについては、「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、今後の施設整備の方向性を取りまとめる。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
Ⅲ(2)① 安定的な処理体制の運営	ごみ焼却量	—
Ⅲ(2)② 橋処理センターの建替	建設計画の進捗状況	—
Ⅲ(2)③ 堤根処理センターの建替	建設計画の進捗状況	—

基本施策Ⅲ（3）効果的・効率的な処理体制の構築

- ✓ 廃棄物処理事業における公共と民間の役割分担を整理しながら、本市のごみ収集業務やごみ焼却業務のあり方や執行体制について検討していく。
- ✓ 堤根処理センターの建替工事に伴い、併設されている川崎生活環境事業所についても解体されることから、循環型社会に対応した効果的・効率的なごみ収集体制などを見据えながら生活環境事業所の再編等について検討していく。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
Ⅲ(2)③ 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討	取組の進捗状況	—
Ⅲ(2)② 生活環境事業所のあり方の検討	取組の進捗状況	—

基本施策Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組

生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、市民が、健康的で快適な日々の生活が過ごせるよう、安全・安心な生活環境づくりに取り組んでいく必要がある。

基本施策Ⅳ（１）まちの美化促進

- ✓ 資源物やごみの排出状況が悪く散乱が目立つ集積所の適正使用の啓発・指導を徹底するとともに、廃棄物減量指導員や周辺住民と連携・協働した集積所周辺等の環境美化を図る。
- ✓ 東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、環境美化の取組の強化を図る。
- ✓ 「ごみゼロの日」として5月30日に大規模キャンペーンを実施するとともに、『環境衛生週間』行事の一環として、市内統一美化活動と連動し、9月24日から10月1日の間にも1回、大規模キャンペーンを実施する。
- ✓ ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止統一キャンペーンを関係部局や区役所等と連携し、毎月各区の主要駅で啓発・清掃活動を実施し、市民の3Rへの意識啓発やモラルの向上を図る。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
Ⅳ(1)① 集積所周辺等の環境美化	集積所の改善指導回数	—
Ⅳ(1)② 各種普及啓発キャンペーンの実施	キャンペーンの実施回数	—

基本施策Ⅳ（２）市民ニーズに対応した取組の推進

- ✓ ごみの出し方がわからない等、ごみに関して困っている市民向けに、ごみ相談窓口を月1～2回程度、市民が立ち寄りやすい区役所で開設しているが、市民への認知度の向上やサービスの向上に向けて、検討を行う。
- ✓ 超高齢社会を迎えるにあたり、自ら一定の場所までごみを持ち出すことのできない高齢者や障がい者の方を対象に、玄関先などまでごみを取りにいく「ふれあい収集」などの取組の強化を図る。
- ✓ 引越しや遺品整理などに伴う一時多量ごみが排出される場合について、迅速に対応する適正な処理方法を構築し、処理を行う。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
Ⅳ(2)① ごみ相談窓口の充実	ごみ相談窓口の実施回数	—
Ⅳ(2)② ふれあい収集の推進	ふれあい収集の実施件数	—
Ⅳ(1)④ 一時多量ごみへの対応	取組の進捗状況	—

基本施策Ⅳ（3）不適正排出対策等の取組

- ✓ 不適正排出事業者に対して、立入調査等の機会を通じ、適正排出に向けた指導を行うことにより、事業者処理責任の徹底及び受益者負担に係る公平性の確保を図る。
- ✓ 無許可の廃棄物回収業者の対策や、排出事業者の分別の徹底に向けた効果的な手法について検討する。
- ✓ 家庭から出るごみについても、普通ごみに資源物が混入している場合、警告シール貼付と収集保留など対応を強化する。
- ✓ 処理センターに搬入してはいけない産業廃棄物等の混入を防止するとともに、3処理センター体制における、焼却処理施設のより安定的な稼働の確保に向け、内容審査を充実し、監視・指導を強化する。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
Ⅳ(3)② 不適正排出指導等の徹底	立入調査・指導回数	焼却ごみに含まれる家庭系資源物の量
Ⅳ(3)④ 搬入禁止物の混入防止	内容審査の実施車両数	—

基本施策Ⅴ 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組

資源循環の視点から、低炭素社会・自然共生社会の構築に向けて、効果の大きな施策に取り組んでいく必要がある。

基本施策Ⅴ（１）エネルギー資源の効果的な活用

- ✓ 処理センター（ごみ焼却処理施設）で発電した電力のうち、余剰電力は売電を行うとともに、今後、建替えを行う処理センター（ごみ焼却処理施設）への高効率な熱回収設備の導入に向けて取り組んでいく。
- ✓ ごみ発電によるエネルギーの地産地消に向けて、廃棄物発電を活用した電力の一括契約などの調査研究を行う。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
V(1)① ごみ発電事業等の余熱利用の推進	年間発電量	年間売電量
V(1)② 廃棄物発電の新たな活用法の検討	電力の一括契約電力量	—

※ 基本施策Ⅴ（２）～（４）はエコ施策又は通常施策のみ

6 具体的施策

第2期行動計画期間において、取り組む施策を以下のとおりまとめた。

なお、今回の計画では、資源循環・低炭素・自然共生の取組を統合的に推進していくとともに、市民一人ひとりが、地球環境の状況を考え、それぞれが市民生活や事業活動の中で環境配慮行動を行っていく「エコ暮らし」なライフスタイルを実践していくことが重要である。

行動計画に位置付けられる取組すべてが、最終的に、「エコ暮らし」につながっていくものであるが、行動計画の中でも、特に「エコ暮らし」なライフスタイルへの転換につながる重要な取組には、〈エコ〉マークをつけて明確化する。また、安定的な廃棄物処理事業を推進していくために効果の大きな施策等には、【重点】マークをつけて明確化する。さらに、指標の向上に向けた取組には、(指標)マークを付けて明確化する。

なお、第2期行動計画の目標達成と指標向上に大きく寄与する施策については、原則として、計画の中間期に取組状況を踏まえた課題整理を行い、取組の改善を図る。

基本施策Ⅰ 「環境市民」をめざした取組

市民・事業者・行政が協働・連携して、これまでのライフスタイルを見直し、環境配慮行動「エコ暮らし」の実践に取り組めるように、環境教育・環境学習の場を提供するとともに、情報共有が確実に図れるよう、新たなしくみづくりに取り組み、地球環境に配慮した生活を送る「環境市民」を目指す必要がある。

基本施策Ⅰ(1) 環境教育・環境学習の推進

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
① 幼児・低年齢層への普及促進 【重点】〈エコ〉	○(社)川崎市幼稚園協会と連携しプログラム等を幼稚園に配布し教材としての活用を図ります。 ○保育園における環境教育の普及促進を進めます。 ○環境意識の芽生えと家庭への波及を目指し、廃棄物分野における取組事例の紹介を行うなど内容の充実を図り、主に小学4年生を対象としたごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「出前ごみスクール」の充実を図ります。 ○市内公立・私立小学校教師を対象とした社会科副読本を作成し、配布するとともに、市立小中学校や特別支援学校の生徒を対象とした環境副読本を作成し、配布するなど、環境教育用教材の充実を図ります。	●幼稚園協会や保育園と連携した、環境教育の普及促進 ●出前ごみスクールの充実 ●環境教育用教材の充実				
② 若年層や高齢者、外国人等への普及促進 【重点】〈エコ〉	○150万人を超える多様な市民に向け、年齢、国籍などにかかわらず、誰もがわかりやすく分別ルール等を理解できるように、ユニバーサルデザインに配慮したリーフレットなどを作成するとともに、関係機関等と連携し、対象者ごとに効果的な広報を実施するなど、若年層や高齢者、外国人等への普及啓発の充実を図ります。	●ユニバーサルデザインに配慮したリーフレット等の作成・更新 ●関係機関と連携した普及啓発	●ユニバーサルデザインに配慮したリーフレット等の普及			
				●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組推進		

<p>③市民への普及促進 【重点】〈エコ〉</p>	<p>○廃棄物分野における取組事例やごみ処理に係る経費を紹介するなど、町内会・自治会等の会合や各種イベントにおいて、ごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「ふれあい出張講座」の充実を図ります。</p>	<p>●ふれあい出張講座の充実</p>	
<p>④普及啓発拠点を活用した啓発活動の充実 〈エコ〉</p>	<p>○王禅寺エコ暮らし環境館やかわさきエコ暮らし未来館、橋りサイクルコミュニティセンター、CCかわさき交流コーナーなどにおいて、資源循環・低炭素・自然共生など、総合的な環境学習ができる普及啓発拠点などを活用し、3Rに対する意識啓発を図ります。</p>	<p>●普及啓発拠点等を活用した総合的な環境学習の推進</p>	<p>●環境学習の更なる推進に向けた検討及び実施</p>
<p>⑤イベント等での啓発活動の充実 〈エコ〉(指標)</p>	<p>○市民、廃棄物減量指導員、事業者を対象にした講演会を開催するとともに、原則として、毎月3日に設定している「3R推進デー」を活用してPR活動を行ったり、市民祭りははじめとした各種イベント等に出展し、3Rに係る啓発活動を実施します。 ○フリーマーケット等を開催するとともに、各種イベント等において、リユース食器やマイボトルなどの利用促進を呼びかけます。 ○東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、「エコ暮らし」なライフスタイルを情報発信するとともに、市民・事業者の環境意識の向上を図ります。</p>	<p>●イベント等での啓発活動の充実 ●リユース食器やマイボトルの利用促進 ●イベント等を活用した「エコ暮らし」の発信手法の検討</p>	<p>●イベント等を活用した「エコ暮らし」の発信</p>
<p>⑥市内転入者への普及促進 【重点】〈エコ〉</p>	<p>○市外からの転入者に向けて、廃棄物減量指導員や区役所などと連携し、川崎市の分別ルールの周知徹底を図るとともに、環境意識の向上を図ります。 ○啓発効果の高い新規大規模集合住宅に対し、分別ルールの普及啓発を重点的にを行います。</p>	<p>●区役所等と連携した市内転入者への普及促進 ●新規大型集合住宅等への分別ルール等の普及啓発</p>	<p>●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進 ●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進</p>

基本施策Ⅰ(2) 情報共有の推進

施策名	施策概要	事業内容(第2期行動計画期間)				2022(H34)年度以降
		2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度	
<p>①多様な媒体を活用した情報提供 〈エコ〉</p>	<p>○資源物とごみの分別ルールや、廃棄物関連情報のほか、市民団体等の活動内容、取組の紹介など、様々な情報を、市ホームページや、スマートフォンアプリ、地域情報誌、3Rニュースなど、多様な媒体を活用して情報発信し、3Rに対する意識啓発を図ります。</p>	<p>●多様な媒体を活用した情報発信</p>				
<p>②資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報提供 〈エコ〉</p>	<p>○大学と連携して開発した資源物とごみの分別アプリを活用し、きめ細かな情報提供を実施し、若年層を中心とした3Rに対する意識啓発を図るとともに、「資源物とごみの分け方・出し方」や外国人向けリーフレットを適宜更新します。 ○各種広報媒体や映像を活用して市民の分別意欲の向上を図ります。</p>	<p>●資源物とごみの分別アプリの普及 ●「資源物とごみの分け方・出し方」などの更新 ●映像等を活用した分別排出の意識啓発の推進</p>	<p>●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進</p>			
<p>③家庭のごみダイエット・チェックシートの普及と指標の見直し 【重点】〈エコ〉</p>	<p>○家庭のごみダイエット・チェックシートの普及を図り、市民に対する3Rの意識啓発を図ります。 ○指標について、「エコ暮らし」を推進すると、どれくらい環境に貢献したかがわかるなど市民がより実感できるように適宜見直しを行っていきます。</p>	<p>●家庭のごみダイエット・チェックシートの普及</p>	<p>●指標の見直し</p>			
<p>④災害発生時の分別方法の周知【重点】(指標)</p>	<p>○災害発生時は、通常の体制でのごみ収集が行えないことが想定されるため、災害時における家庭での分別排出方法の検討を行うとともに、災害時の分別方法などをわかりやすくまとめ、平常時から市民等に周知を図ります。</p>	<p>●災害発生時の分別方法の検討 ●リーフレットの作成の検討</p>	<p>●災害発生時の分別方法の周知 ●リーフレットの普及</p>			

基本施策Ⅰ (3) 市民参加の促進

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
① 廃棄物減量指導員等との連携強化 【重点】〈エコ〉	○廃棄物減量指導員連絡協議会等を通じた勉強会・施設見学会や情報交換を行うとともに、3R推進デーなど様々な機会を捉えて、廃棄物減量指導員や生活環境事業所、関係機関等との連携強化を図ります。	●廃棄物減量指導員等との連携				
② 地域環境リーダーの育成 〈エコ〉	○地域や職場で環境保全活動や環境配慮行動を率先して行うことのできる人材の育成を目的として、3Rを含めた必要な知識や技術を習得するための講座を開催します。	●地域環境リーダー育成講座の実施				
③ ごみゼロカフェなど市民参加の取組の推進 【重点】〈エコ〉	○ごみ問題に関心のある様々な年代の市民や事業者など多様な主体が参加し、様々な意見交換を行い、その意見を広く市民等に発信し、実践してもらった「ごみゼロカフェ」などの充実を図ります。 ○SDGsの趣旨を踏まえ、食品関係者へのヒアリングや市民を交えた意見交換を実施し、新たな食品ロス対策手法を検討します。	●ごみゼロカフェの開催 ●市民等参加の取組の推進	●運営手法の見直し検討及び実施		●取組状況を踏まえた課題整理及び取組の改善	
④ 環境パートナーシップかわさきの推進 〈エコ〉	○環境基本条例第15条2項に基づき、市民・事業者・行政の協働による環境についての地域における活動を促進するため、相互に交流する機会等に関する支援のための措置を講じます。	●環境パートナーシップかわさきの開催				
⑤ 環境功労者の表彰 〈エコ〉	○環境に配慮した活動を実践する市民・事業者等の功績を称えとともに、環境配慮の行動が全市民的に広がることを目的に環境功労者表彰を行います。 ○日頃から地域で活動している個人・団体に対する身近な表彰制度を検討します。	●環境功労者表彰の実施 ●身近な表彰制度の検討			●身近な表彰制度の実施	

基本施策Ⅱ ごみの減量化・資源化に向けた取組

より一層のごみの減量化・資源化を図るために、市民・事業者・行政が一体となって、それぞれの主体ごとに、まずはリデュース・リユースといったごみの発生抑制に重点を置く。やむを得ずでしまったごみの中で、資源化できるものは、リサイクルすることの習慣化を目指す必要がある。

基本施策Ⅱ(1) 家庭系ごみの減量化・資源化

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
①ごみ排出ルールの周知徹底 【重点】〈エコ〉	○ミックスペーパー・プラスチック製容器包装の6割以上が分別されずに焼却されているなど、資源物の普通ごみへの混入が見受けられることから、警告シールの貼付や収集留保など収集時における啓発・指導を実施し、対応強化を図ります。 ○ごみ減量・リサイクルの推進に向け、廃棄物減量指導員をはじめ、地域と連携してごみ排出ルールの徹底を図ります。	●ごみ収集時における分別排出指導の実施 ●地域と連携したごみ排出ルールの徹底	→	●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進 ●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進	→	→
②製品の適正包装の推進 〈エコ〉	○市内の大手スーパー、百貨店、商店街等に対し、製品の適正包装及びレジ袋削減の推進に向けた協力を要請するとともに、レジ袋の有料化や辞退者への特典付与、マイバッグの利用促進など、市民・事業者・行政の協働や創意工夫による様々な手法を通じてレジ袋を削減し、環境配慮型ライフスタイルの確立を図ります。	●製品の適正包装及びレジ袋削減の推進 ●事業者と協働した取組の検討	●事業者と協働した取組の実施	→	→	→
③拠点回収・店頭回収の拡充 【重点】〈エコ〉	○市民の利便性の向上を図り、資源化を図るため、資源物等の店頭回収や拠点回収の充実を引き続き推進します。 ○回収拠点や対象物の把握・拡充を含め、資源化促進に向けた取組について、検討を進めます。 ○東京オリンピック・パラリンピックを契機とした使用済小型電子機器等のリサイクルの推進を図ります。	●資源物等の拠点回収・店頭回収の推進 ●回収拠点や対象物の把握 ●メダルプロジェクトによる小型家電リサイクルの推進	→	●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進 →	●小型家電リサイクルの回収の充実	→
④資源集団回収事業の充実 【重点】〈エコ〉	○資源集団回収は、ごみの減量だけでなく費用対効果の面でも有効な事業であるため、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、回収頻度・回収拠点等の増加、新規団体の登録促進、効果的な広報活動による情報提供の充実など、活動の活性化と充実を図ります。	●回収頻度・回収場所の増加 ●新規団体の登録促進 ●効果的な広報活動による情報提供	→	●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進 ●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進 ●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進	→	→
⑤衣料品リサイクルに係る取組の強化 【重点】〈エコ〉	○資源集団回収事業者への取扱の要請や拠点回収の充実を引き続き推進します。 ○事業者と連携した店頭回収の取組など、リサイクルルートの拡充に向けた検討を行います。	●衣料品等リサイクルに係る取組の推進	→	●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進	→	→

基本施策Ⅱ(2) 事業系ごみの減量化・資源化

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
① 3Rに取り組む店舗等に係る認定制度の普及 〈エコ〉	○3Rに取り組む店舗等（リユース・リサイクルショップ及びエコショップ）の認定制度について、市民の認知度向上、認定店のメリット拡充など、制度の充実に向けた検討を進めます。	●取組店舗の登録促進や認知度向上等に向けた取組の実施				
② 事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底 〈エコ〉	○事業系ごみを一定量以上排出する事業者を「多量・準多量排出事業者」に認定し、事業系ごみの減量化・資源化に係る取組事例等の広報の充実を図るとともに、きめ細かな指導を行うことにより、事業系ごみのさらなる減量化・資源化を図ります。 ○事業系ごみの資源化手法等に係る広報を市内全事業者を対象に実施し、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理を一層推進します。	●多量・準多量排出事業者に対する広報・指導 ●市内全事業者を対象とした情報提供				
③ 事業系資源物のリサイクルルートの拡充 【重点】〈エコ〉	○古紙類、剪定枝、厨芥類等の資源化について事業者への普及啓発を行うとともに、事業系資源物のリサイクルルートの拡充に向けた支援を行います。 ○処理センターでの内容審査を強化するとともに、古紙類の資源化手法や市内の古紙再生業者の紹介等を行うなど、事業者へのフォローアップを行います。	●事業系ごみの資源化に向けた普及啓発 ●古紙類に係るリサイクルルートの拡充の検討 ●内容審査の強化 ●事業者へのフォローアップ	●古紙類に係るリサイクルルートの拡充	●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進 ●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進 ●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進		

基本施策Ⅱ(3) 市の率先したごみの減量化・資源化

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
① 市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進 〈エコ〉	○市民や事業者の模範となるよう、市庁舎等においてごみ減量化運動を推進し、3Rと適正処理の周知徹底を図ります。 ○市民や事業者が率先して、庁内の省エネやリサイクルなど環境配慮の取組を推進します。	●市役所出先機関におけるごみ減量化運動 ●エコオフィス管理システムの運営	●市役所におけるごみ減量化運動の推進			
② グリーン購入の促進 〈エコ〉	○ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品、環境への負荷の少ない製品を積極的に購入し利用する、グリーン購入の拡大に向けた取組を、全庁で引き続き取り組みます。	●平成30年度グリーン購入方針の策定及び取組	●平成31年度グリーン購入方針の策定及び取組	●平成32年度グリーン購入方針の策定及び取組	●平成33年度グリーン購入方針の策定及び取組	●取組の推進

基本施策Ⅱ(4) 生ごみの減量化・資源化

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降	
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度		
①エコ・クッキング講習会の開催 〈エコ〉	○食を通じた環境配慮行動の普及事業として地球に優しい「エコ・クッキング」事業を、市内学校のPTA等を対象に実施します。	●エコ・クッキング講習会の実施					
②3きり運動の推進 【重点】〈エコ〉	○使いきり・食べきり・水きりのいわゆる「3きり」を中心とした取組について、食品ロスの削減や生ごみの減量化に向けた普及啓発の充実を図ります。	●普及啓発物の作成・配布、ホームページの作成		●取組状況を踏まえた普及促進内容の改善			
		●普及啓発物・ホームページによる普及促進		●取組状況を踏まえた普及促進内容の改善			
③生ごみリサイクルに係る助成制度の推進 〈エコ〉	○家庭系生ごみの減量・リサイクルを推進するため、生ごみ処理機等の購入に対する助成を行います。 ○生ごみの減量と資源の循環を推進することを目的として、家庭から発生する調理残さ・食べ残し等を堆肥化し農地や公園の花壇などに有効活用する市民団体の活動に対する助成を行います。	●生ごみ処理機等の購入助成					
		●市民団体の生ごみリサイクルの活動助成					
④生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進 【重点】〈エコ〉	○生ごみリサイクルについての知識や経験の豊富な方を「生ごみリサイクルリーダー」として認定し、地域等に派遣したり、教材等を活用するなどして、生ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発の充実を図るとともに、学習の場として、生ごみの減量化やリサイクルについての講習会等を開催します。 ○生ごみリサイクルに取り組んでいる市民、事業者、農業者等の取組を広く紹介する交流会を市民団体と協働して開催します。 ○研究機関等と連携し、生ごみ減量化・リサイクルを推進する実証試験に取り組みます。	●生ごみリサイクルリーダーの派遣による講習会等の開催		●取組状況を踏まえた課題整理及び取組の改善			
		●生ごみリサイクル関係者の交流会開催		●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進			
		●研究機関等と連携した生ごみ減量化・リサイクルの実証試験等		●実証試験結果を踏まえた取組の推進			
⑤公共施設等における生ごみの減量化・リサイクルの推進 〈エコ〉	○生ごみ処理機等を活用し、調理残さや食べ残しを資源化するなど、公共施設等での生ごみの減量化・リサイクルの取組としてモデル事業を実施します。	●生ごみの減量化・リサイクルのモデル事業の実施		●モデル事業の検証			
		●生ごみの減量化・リサイクル事業の普及啓発		●取組の推進			
⑥学校給食における生ごみリサイクルの推進 〈エコ〉	○給食の調理残さや食べ残しの飼料化など、生ごみのリサイクルに取り組んでおり、引き続き取組を推進していきます。	●給食残さの飼料化などの推進					
⑦食品ロス対策等の推進 【重点】〈エコ〉	○本来食べられるにもかかわらず廃棄されている、いわゆる「食品ロス」の削減に向け、外食産業と連携し、取組の充実を図ります。 ○食品ロスの削減に向けて、「食べきり協力店」制度への登録促進や、市民の認知度向上に向けた取組を図ります。 ○食品廃棄物のリサイクル推進に向け、食品廃棄物を多く排出する多量排出事業者等の排出実態を把握するとともに、対象事業者への普及啓発に向けた取組を強化します。 ○市民への普及啓発を図るとともに実態を把握するため、ごみ組成分析の手法やアンケート調査の取組について検討を行います。 ○食品関係者へのヒアリングや市民を交えた意見交換を実施し、新たな食品ロス対策手法を検討します。 ○事業者向け生ごみ処理機等を活用した生ごみの減量化・資源化の活用に向けた検討を行う。	●外食産業と連携した「食品ロス」削減の取組実施		●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進			
		●多量排出事業者等の排出実態把握及び食品リサイクル推進手法の検討	●食品廃棄物のリサイクル推進に向けた取組の推進		●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進		
		●市民の食品ロスの実態把握手法の改善検討	●市民の食品ロス実態把握手法の改善及び取組				
		●事業者向け生ごみ処理機等の活用に向けた検討		●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進			

基本施策Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

ご迷惑

資源物にならないごみを適正に処理するとともに、市民生活のライフラインとして、2015(平成27)年度から移行した3処理センター体制の安定的な運営を目指すべきである。

基本施策Ⅲ(1) 安全・安心な処理体制の確立

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
① 廃棄物処理技術の研究と技能の継承	○廃棄物処理技術に関する研究・調査等を行い、職員の知識・技術を向上させるとともに、様々な機会を通じ、職員の技能の継承を図っていきます。	●職員の知識・技術の向上と技能の継承の推進				
② ごみ焼却灰（埋立灰）及び埋立処分場の適切な管理	○浮島埋立処分場に埋立を行っているごみ焼却灰（埋立灰）については、安全・安心観点から、放射線量等のモニタリングを継続して行っていきます。 ○一時保管を行っているごみ焼却飛灰の処分については、コンテナの維持管理を実施しながら、安全な処分を行います。	●モニタリングの実施 ●保管灰の処分				
③ 有害廃棄物・処理困難物への取組【重点】（指標）	○処理の困難性から現在市では収集しておらず、住民が自宅で保管している有害廃棄物・処理困難物について、回収ルートや広報手法等の検討を行います。	●回収ルート及び広報手法等の検討		●検討状況を踏まえた具体的手法の検討及び取組の実施		
④ 廃棄物処理施設等の補修・整備	○廃棄物関連施設の多くは竣工から20年が経過し、劣化が進行していることから、設備の故障に伴うごみ処理の計画外停止が生じないようにするため、安定稼動に向けて、計画的かつ適切な補修、整備を実施し、施設の長寿命化を図ります。	●安定稼動に向けた施設整備の実施 ●多摩生活環境事業所長寿命化対策工事		●浮島処理センター基幹的整備工事		
⑤ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保【重点】（指標）	○災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保に向けて、災害廃棄物等処理計画などを適宜見直し、庁内体制の強化を行うとともに、協定を締結している関係事業者などとの連携強化を図ります。 ○国や県、近隣自治体と定期的に情報交換を行うなど、広域的な連携にも取り組んでいきます。	●必要に応じた計画等の見直し ●関係機関・団体等との調整 ●計画的な施設整備				

基本施策Ⅲ(2) 3 処理センター体制の安定的な運営

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
① 安定的な処理体制の運営 【重点】	○3 処理センター体制においても、効果的・効率的なごみの収集・運搬・処理が行われるように、社会状況の変化等に的確に対応するとともに、安定的な処理体制の運営に努めていきます。 ○廃棄物処理施設の長期的かつ安定的な稼働のための組織体制について検討します。	●ごみ処理施設の安定稼働 ●長期的かつ安定的な施設稼働に向けた組織体制の構築及び改善				
② 橋処理センターの建替 【重点】	○「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、既存の橋処理センターを解体撤去し、新たにごみ焼却処理施設及びミックスペーパー資源化処理施設の整備を進めます。	●解体撤去工事了 ●建設工事（～平成34年度）				
③ 堤根処理センターの建替 【重点】	○「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、堤根処理センターの建替えに向けた準備を進めます。	●法的手続きの実施 ●基本計画策定		●整備計画作成		
④ 資源化処理施設等の整備等方針の検討	○効果的・効率的な処理事業を推進するために、今後の資源化処理施設等について、整備等の方針を検討します。	●資源化処理施設等の整備等方針の検討		●資源化処理施設等の整備等方針の策定	●方針に基づく取組の推進	

基本施策Ⅲ(3) 効果的・効率的な処理体制の構築

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
① 計画のフォローアップ	○施策の効果や処理コストの分析による点検・評価等を行いながら、計画のフォローアップを実施するとともに、次期行動計画の策定を行います。	●第2期行動計画のフォローアップ		●次期行動計画の策定に向けた検討	●次期行動計画の策定	
② 効果的な経済手法の研究	○効果的・効率的な廃棄物処理体制の構築を図るとともに、事業者や市民に対して効果的な経済的手法について、社会経済状況や他都市の状況に注視しながら、調査・研究を進めます。 ○既存の手数料についても、随時、適正かどうか見直しを行います。	●経済的手法の調査・研究の実施 ●手数料見直しの実施による動向調査				
③ 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討【重点】	○廃棄物処理事業における公共と民間の役割分担を整理しながら、本市のごみ収集業務やごみ焼却業務のあり方や執行体制について検討します。	●民間活力の導入の検討				
④ 生活環境事業所のあり方の検討【重点】	○堤根処理センターの建替工事に伴い、併設されている川崎生活環境事業所についても解体されることから、循環型社会に対応した効果的なごみ収集体制などを見据えながら、生活環境事業所の所管地域の見直しを含めて事業所のあり方について検討を行います。	●生活環境事業所のあり方の検討				

基本施策Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組

廃棄物処理事業の基盤である生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、市民が、健康的で快適な日々の生活が過ごせるよう、引き続き、安全・安心な生活環境づくりにしっかり取り組んでいく必要がある。

また、地域課題の解決には、市民の理解と参加が不可欠であり、環境教育の実践の場にもつながるため、市民・事業者・行政が協働して課題解決に取り組むべきである。

基本施策Ⅳ(1) まちの美化推進

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
①集積所周辺等の環境美化 【重点】〈エコ〉 (指標)	○資源物やごみの排出状況が悪く散乱が目立つ集積所周辺等について、啓発・指導を徹底するとともに、3R推進デー等を活用し、廃棄物減量指導員や周辺住民と連携した集積所周辺等の環境美化を図ります。 ○情報技術の活用や地域活動団体と連携したまち美化の推進について検討を行います。 ○東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、まちの環境美化の取組を強化します。	●集積所周辺等やまちの環境美化の推進 ●情報技術の活用や地域活動団体との連携等の検討	●地域活動団体と連携したまち美化の取組の実施	●東京オリンピック・パラリンピックを契機としたまちの環境美化の取組強化	●集積所周辺等やまちの環境美化活動の推進 ●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進	→
②各種普及啓発キャンペーンの実施 【重点】〈エコ〉 (指標)	○「ごみゼロの日」として5月30日に大規模キャンペーンを実施するとともに、『環境衛生週間』行事の一環として、市内統一美化活動と連動し、9月24日から10月1日の間にも1回、大規模キャンペーンを実施します。 ○ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止統一キャンペーンを関係部局や区役所等と連携し、毎月各区の主要駅で啓発・清掃活動を実施し、市民の3Rへの意識啓発やモラルの向上を図ります。	●「ごみゼロの日」や「環境衛生週間」での大規模キャンペーンの実施 ●ポイ捨て禁止・路上喫煙防止統一キャンペーンの実施		●東京オリンピック・パラリンピックを契機としたキャンペーンの実施		→

基本施策Ⅳ(2) 市民ニーズに対応した取組の推進

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
①ごみ相談窓口の充実 【重点】 〈エコ〉	○市民に身近な区役所等で行っている「ごみ相談窓口」について、相談業務等の充実に向けた体制の検討を行います。	●ごみ相談窓口の充実に向けた検討及び取組				→
②ふれあい収集の推進 【重点】(指標)	○超高齢社会を見据え、自ら一定の場所まで持ち出すことのできない高齢者・障がい者の方々に対して実施している「ふれあい収集」について、各地域の特性を踏まえながら、取組の強化を図ります。 ○日々のごみ収集を通じた「みまもり」など、区役所や地域と連携した、取組の検討を行い、地域包括ケアシステムとの連携による取組を推進します。	●ふれあい収集の推進 ●区役所や地域等と連携した取組の推進		●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進		→
				●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進		→

<p>③ 市民ニーズに対応したごみ収集</p>	<p>○狭あい地域や交差点内などの集積所について、各地域の特性を踏まえながら、効果的な収集を行います。 ○さらなる市民ニーズに対応したごみ収集手法について検討を行います。</p>	<p>●狭あい地域等における効果的な収集運搬の実施 ●市民ニーズに対応したごみ収集手法の検討及び推進</p>				
<p>④ 一時多量ごみへの対応 【重点】（指標）</p>	<p>○超高齢社会の到来など社会的状況の変化からニーズが高まっている「遺品整理や引越しなどに伴う一時多量ごみ」について、適正な処理方法を構築し、処理を行います。</p>	<p>●適正な処理方法の検討・構築</p>	<p>●一時多量ごみの適正な処理の実施</p>			

基本施策Ⅳ (3) 不適正排出対策等の取組

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
<p>① 不法投棄対策の実施</p>	<p>○関係機関との連携を図りながら不法投棄への対応を行うとともに、監視パトロールの実施や不法投棄防止用の看板、監視カメラ等の設置により、不法投棄の未然防止及び環境改善を図っていきます。</p>	<p>●監視パトロールの実施 ●不法投棄の未然防止及び環境改善</p>				
<p>② 不適正排出指導等の徹底 【重点】</p>	<p>○不適正排出事業者に対して、立入調査等の機会を通じ、適正排出に向けた指導を行うことにより、事業者処理責任の徹底、及び受益者負担に係る公平性の確保を図ります。 ○無許可の廃棄物回収業者の対策について検討します。 ○家庭から出るごみについても、普通ごみに資源物が混入している場合、警告シール貼付と収集保留など対応を強化します。 ○分別の徹底に向けた効果的な手法について検討を行います。</p>	<p>●不適正排出事業者に対する立入調査・指導の実施 ●無許可の廃棄物回収業者に対する対策の検討 ●家庭ごみの分別徹底に向けた手法の検討</p>		<p>●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進</p>		
<p>③ 資源物の持ち去り対策の検討</p>	<p>○資源物の持ち去りについて、本市の現状を把握しつつ、対策を検討します。</p>	<p>●資源物の持ち去り対策の検討</p>				
<p>④ 搬入禁止物の混入防止 【重点】</p>	<p>○処理センターに搬入してはいけない産業廃棄物等の混入を防止するとともに、3処理センター体制における、焼却処理施設のより安定的な稼働の確保に向け、内容審査を充実し、監視・指導を強化します。</p>	<p>●内容審査の強化</p>		<p>●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進</p>		

基本施策V 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組

廃棄物分野で、持続可能な社会を目指していくためには、「資源循環」は当然のことですが、「低炭素」・「自然共生」の視点も持った統合的な取組を行い、ごみの焼却に伴う熱回収を徹底し、エネルギーを有効活用することで、温室効果ガスの削減に貢献するとともに、リデュース・リユースなどのごみの発生抑制に取り組むことで天然資源の投入の抑制や埋立処分場の延命化を目指す必要がある。

また、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きいCO₂の削減につながる、プラスチック製容器包装の分別排出をさらに徹底して焼却ごみの削減を図り、温室効果ガスの削減に取り組む必要がある。

基本施策V (1) エネルギー資源の効果的な活用

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
①ごみ発電事業等の余熱利用の推進 【重点】	○処理センターで発電した電力のうち、余剰電力は売却して有効利用を図るとともに、今後、建替えを行う処理センターにおいて高効率な熱回収設備の導入に向けた調整を進め、ごみ発電事業の推進を図ります。 ○処理センターで発生した余熱について、隣接する余熱利用市民施設での活用を行います。 ○整備事業を進めている橋処理センターについては、地震等の災害時においてもごみ焼却処理を継続し、安定的な発電及び余熱利用が行えるよう、施設の強靱化を図ります。	●余剰電力の売却 ●建替え行う処理センターの高効率な熱回収設備の導入調整 ●余熱利用市民施設の運営 ●災害時においてもごみ焼却処理を継続し、安定的な発電・余熱利用を行える橋処理センターの建設（～平成34年度）	→	→	→	→
②廃棄物発電の新たな活用法の検討 【重点】	○廃棄物発電を活用した電力の一括契約など、エネルギーの地産地消に向けた調査研究を進めます。	●エネルギーの地産地消に向けた調査・研究 ●廃棄物発電を活用した電力の一括契約	→	●取組状況を踏まえた改善の検討及び取組の推進	→	→
③バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究	○バイオマスとして注目される資源について、利用促進に向けた調査研究を進めます。	●バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究	→	→	→	→

基本施策V(2) 低炭素・自然共生をめざした資源の有効利用

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
① 様々な地域活動団体等と連携した取組の推進<エコ>	○「資源循環」・「低炭素」・「自然共生」など様々な地域活動をしている方々や事業者等と情報共有を行い、様々な形で連携ができるよう検討を行います。	● 様々な地域活動団体等との連携				
<再掲>						
② II(4) ③ 生ごみリサイクルに係る助成制度の充実 ③ II(4) ④ 生ごみリサイクルに係る取組の推進						
④ II(4) ⑤ 公共施設における生ごみリサイクルの推進 ⑤ II(4) ⑥ 学校給食における生ごみリサイクルの推進						
⑥ II(4) ⑦ 食品ロス対策の推進 ⑦ III(2) ② 橋処理センターの建替え						
⑧ III(2) ③ 堤根処理センターの建替え						

基本施策V(3) 環境に配慮した処理体制の構築

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
① 環境にやさしい輸送システムの構築	○ハイブリッド収集車等の環境負荷低減車両の導入を推進します。 ○圧縮中継施設の活用による輸送の効率化や、1995(平成7)年度から全国に先駆けて導入した鉄道による廃棄物輸送を行うなど、環境にやさしい輸送システムの構築を図ります。	● 環境負荷低減車両の導入推進 ● ごみ圧縮中継施設の活用及び鉄道輸送の継続				
② 環境マネジメントシステムを活用した処理センターの運営	○環境マネジメントシステムを活用し、処理センターにおいて環境に配慮した事業運営を行います。	● 環境マネジメントシステムの運用 ● 運用改善に向けた検討		● 運用改善及び改善検討の継続実施		
③ 埋立処分場延命化の研究	○現在、2053(平成65)年度には一杯になると見込まれている埋立処分場をさらに延命化するための方策について、ごみ焼却灰の資源化など調査・研究を行います。	● 埋立処分場の延命化に向けた調査・研究		● 調査・研究状況を踏まえた具体的な延命化手法の検討		

基本施策V(4) 蓄積された環境技術等を活かした取組

施策名	施策概要	事業内容（第2期行動計画期間）				2022 (H34) 年度以降
		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	
① 環境に配慮した製品の開発促進に向けた環境づくり	○事業者が環境に配慮した製品を開発し、その処理やリサイクルに責任をもつシステムの確立に向け、関係自治体等と連携して事業者や国に呼びかける等、取組を推進します。	● 国・事業者等への要望				
② 環境産業との連携	○市民の環境意識の向上を図り、地域内循環を促進するため、グリーンイノベーション推進方針を踏まえながら、環境産業との連携を図ります。	● 事業者等と連携した取組の推進				
③ 国際貢献の推進	○本市でこれまで培ってきた先進的な廃棄物処理の経験やノウハウを活用し、国や事業者等と相互に連携しながら、ニーズのある海外都市に対し廃棄物の適正処理やリサイクルに関する支援を行います。	● 国際貢献の推進				
④ 低CO ₂ 川崎ブランドの推進<エコ>	○ライフサイクル全体で二酸化炭素削減に貢献する製品等を認定し、広く発信する「低CO ₂ 川崎ブランド」を推進します。	● 低CO ₂ 川崎ブランドの認定及び普及の推進				

資料編

川崎市のごみ処理の現状・将来予測

●ごみ処理の現状

西暦	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
和暦	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
日数	365日	365日	366日	365日	365日	365日	366日	365日	365日
人口	1,327,011人	1,342,262人	1,369,239人	1,390,270人	1,409,558人	1,425,512人	1,430,773人	1,439,164人	1,448,196人
1人1日あたりのごみ排出量	1,211g	1,221g	1,178g	1,110g	1,069g	1,041g	1,044g	1,021g	1,006g
家庭系〔道路清掃ごみ含む〕	816g	808g	784g	756g	732g	718g	708g	699g	679g
事業系	395g	413g	394g	354g	337g	323g	337g	322g	327g
焼却ごみ	461,435ト	463,131ト	449,776ト	428,225ト	420,517ト	412,712ト	401,893ト	392,926ト	377,363ト
家庭系	315,753ト	316,220ト	309,169ト	303,309ト	300,212ト	296,368ト	278,553ト	275,587ト	258,810ト
事業系	145,021ト	146,211ト	139,880ト	124,278ト	119,719ト	115,829ト	122,899ト	116,889ト	118,129ト
道路清掃ごみ	661ト	700ト	727ト	638ト	586ト	515ト	441ト	450ト	424ト
資源化量	124,900ト	134,675ト	140,468ト	134,725ト	129,351ト	128,664ト	144,685ト	143,054ト	154,299ト
家庭系	78,737ト	78,711ト	82,805ト	79,252ト	75,816ト	76,196ト	91,236ト	90,715ト	99,472ト
事業系	46,163ト	55,964ト	57,663ト	55,473ト	53,535ト	52,468ト	53,449ト	52,339ト	54,827ト
総排出量	586,578ト	598,039ト	590,499ト	563,199ト	550,115ト	541,648ト	546,873ト	536,225ト	531,949ト

※ 乾電池の量については、表示を省略

●将来予測（第2期行動計画期間）

	基本計画 基準年度	実績	第2期 基準年度	第2期行動計画期間(将来予測)			
西暦	2014年度	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
和暦	H26	H27	H28	H30	H31	H32	H33
日数	365日	366日	365日	365日	366日	365日	365日
人口	1,461,043人	1,475,213人	1,489,477人	1,512,280人	1,524,640人	1,537,000人	1,544,140人
基本計画【目標1】							
1人1日あたりのごみ排出量	998g	976g	947g	934g	925g	920g	917g
家庭系	660g	651g	634g	629g	625g	624g	623g
行動計画【目標1】 普通ごみ	453g	450g	443g	428g	419g	413g	407g
事業系	338g	324g	312g	304g	299g	296g	293g
資源化量	161,541ト	155,552ト	148,983ト	158,300ト	162,900ト	167,600ト	172,200ト
家庭系	102,298ト	100,021ト	95,524ト	102,800ト	106,500ト	110,100ト	113,800ト
事業系	59,243ト	55,531ト	53,459ト	55,500ト	56,500ト	57,700ト	58,500ト
資源化率	30.3%	29.5%	28.9%	30.7%	31.6%	32.5%	33.3%
行動計画【目標2】 家庭系資源化率	29.1%	28.5%	27.7%	29.6%	30.5%	31.5%	32.4%
基本計画【目標2】							
行動計画【目標3】焼却ごみ	370,849ト	371,270ト	366,016ト	357,400ト	353,000ト	348,700ト	344,400ト
家庭系	249,626ト	251,273ト	249,319ト	244,600ト	242,200ト	239,800ト	237,500ト
事業系	120,819ト	119,547ト	116,333ト	112,400ト	110,400ト	108,500ト	106,500ト
道路清掃ごみ	404ト	450ト	380ト	400ト	400ト	400ト	400ト
総排出量	532,390ト	526,822ト	514,999ト	515,600ト	515,900ト	516,300ト	516,600ト

※ 資源化量 = 家庭系資源物 + 事業系資源物（乾電池は家庭系資源物に含める）

※ 「1人1日あたりのごみ排出量」における道路清掃ごみは微少のため省略

※ H27、H28の括弧内数値は、基本計画策定時の将来予測値

おわりに

環境審議会は、市長の諮問に基づき、第2期行動計画の策定に向け、目標設定や計画に位置付ける具体的施策などを審議し、本答申にその審議結果を取りまとめた。

川崎市は、国や多くの地方自治体がすでに人口減少に転ずる中で、利便性の高い生活都市として、川崎市一般廃棄物処理基本計画策定時の想定を上回って人口が増加するなど大きく発展を続けているまちである一方で、今後は、避けることのできない超高齢社会の到来や都市インフラの老朽化等を見据えて乗り越えなければならない課題も持ち合わせている。

そのような中、2016（平成28）年3月に川崎市一般廃棄物処理基本計画を策定し、市民一人ひとりが、循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させた環境配慮型の「エコ暮らし」なライフスタイルへの転換を図り、リサイクルに関する意識向上はもとより、ごみをもともと発生させない2R（リデュース・リユース）の取組を推進していくとともに、資源循環・低炭素・自然共生の統合的な取組を推進し、地球環境にやさしい持続可能なまちの実現を目指して取組を進めている。

これまで以上にごみの減量化・資源化を促進させていくためには、市民一人ひとりに「エコ暮らし」がさらに浸透していくことが重要であり、150万人を超える市民・事業者・行政が高い環境意識のもとで連携し、協働の取組を進めていく必要がある。「エコ暮らし」の推進が、資源循環のみならず、低炭素・自然共生との調和が図られた取組であることを強く認識し、それぞれの分野が連携を図りながら、市民一人ひとりの「エコ暮らし」なライフスタイルへの転換を目指していただきたい。

また、市民生活に直結しているごみ処理を取り巻く様々な課題は、ごみの減量化・資源化といった定量的な目標への対応以外にも超高齢社会への対応など社会状況の変化に伴い市民ニーズはますます多様化・複雑化しており、幅広い視点から適切に対応し、質の高いサービスを提供していただきたい。

川崎市が本答申の趣旨を重く受け止めて第2期行動計画を策定するとともに、川崎市内にとどまらず、地球環境全体の保全に貢献するため、率先して取り組んで行くことを切に希望するものである。

●川崎市環境審議会・廃棄物部会での審議

開催日	会議名	内容
2017（H29）年 2月7日	平成28年度第3回 環境審議会	・第2期行動計画の策定の考え方について（諮問）
2017（H29）年 2月7日	平成28年度第3回 廃棄物部会	・第2期行動計画の基本的な考え方
2017（H29）年 3月22日	平成28年度第4回 廃棄物部会	・第2期行動計画の検討項目 ・第2期行動計画の目標設定の考え方
2017（H29）年 5月16日	平成29年度第1回 廃棄物部会	・第2期行動計画の目標設定 ・第2期行動計画の構成及び具体的施策
2017（H29）年 7月20日	平成29年度第2回 廃棄物部会	・第2期行動計画の目標及び指標の設定 ・第2期行動計画の策定の考え方（答申素案）
2017（H29）年 10月3日	平成29年度第3回 廃棄物部会	・第2期行動計画の策定の考え方（答申案）
2017（H29）年 11月2日	平成29年度第2回 環境審議会	・第2期行動計画の策定の考え方（答申案審議）
2017（H29）年 11月16日	環境審議会答申	・第2期行動計画の策定の考え方（答申）

●川崎市環境審議会 委員名簿（第7期）

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	新井 理之	川崎市医師会理事	市民代表	平成29年8月1日から
2	石井 よし子	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
3	石川 幹子	中央大学理工学部教授	環境デザイン	
4	大矢 寿郎	市民公募（公害対策分野）	市民代表	
5	加治 秀基	川崎商工会議所副会頭	市民代表	
6	柏木 孝之	西武文理大学サービス経営学部教授	産業集積論、地域都市計画	臨時
7	神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
8	木下 俊之	川崎市医師会理事	市民代表	平成29年7月31日まで
9	窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科教授	都市工学	
10	桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法	
11	小磯 盟四郎	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
12	小西 淑人	一般社団法人日本繊維状物質研究協会専務理事	作業環境管理学	
13	佐土原 聡	横浜国立大学都市イノベーション研究院教授	都市環境工学	臨時
14	庄司 佳子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター （認定NPO法人アクト川崎 副理事長）	市民代表	
15	菅原 久雄	川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議） 運営委員会委員長	市民代表	臨時
16	鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
17	高橋 喜宣	市民公募（公害対策分野）	市民代表	
18	田中 充	法政大学社会学部・同大学院政策科学研究科教授	環境学、環境政策論	
19	寺園 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長	環境工学	
20	中川 潔	川崎市全町内会連合会理事	市民代表	
21	名取 好昭	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
22	藤井 修二	東京工業大学名誉教授	建築環境工学	
23	藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群（環境学専攻）教授	環境政策、環境システム科学	
24	藤田 由紀子	学習院大学法学部教授	行政学	
25	藤吉 誠一郎	川崎地域連合副議長	市民代表	
26	藤吉 秀昭	一般財団法人日本環境衛生センター 常務理事	廃棄物処理工学	
27	藤原 俊六郎	明治大学黒川農場特任教授	土壌肥料・リサイクル	
28	古谷 欣治	川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会会計監査	市民代表	臨時
29	本江 弘子	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
30	南 佳典	玉川大学農学部教授	生態学、環境動態学	
31	村上 公哉	芝浦工業大学工学部建築工学科教授	都市・建築環境計画	
32	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻教授	都市計画	臨時
33	森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会副会長	市民代表	
34	森 安男	セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長	市民代表	
35	山川 文子	エナジーコンシャス代表	省エネルギー	臨時
36	吉門 洋	一般財団法人 日本気象協会参与	大気環境科学	

※ 任期：平成28年3月1日から平成30年2月28日まで

(50音順、敬称略)

●川崎市環境審議会 廃棄物部会 委員名簿（第7期）

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	庄司 佳子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター (認定NPO法人アクト川崎 副理事長)	市民代表	
2	寺園 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長	環境工学	
3	中川 潔	川崎市全町内会連合会理事	市民代表	
4	名取 好昭	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
5	藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群 (環境学専攻) 教授	環境政策、環境システム科学	
6	藤吉 秀昭	一般財団法人 日本環境衛生センター 常務理事	廃棄物処理工学	
7	藤原 俊六郎	明治大学黒川農場特任教授	土壌肥料・リサイクル	
8	古谷 欣治	川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会会計監査	市民代表	臨時
9	本江 弘子	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
10	森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会副会長	市民代表	

※ 任期：平成28年3月1日から平成30年2月28日まで

(50音順、敬称略)

28川環廃政第150号

平成29年 2月 7日

川崎市環境審議会

会長 藤井 修二 様

川崎市長 福田 紀



川崎市一般廃棄物処理基本計画における第2期行動計画の策定の考え方
について（諮問）

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年12月24日 川崎市条例第51号）第45条の2の規定に基づき、標記の件について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市においては、平成28年3月に「川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）」を策定し、「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」を基本理念に、今後10年間の取組の方向性について取りまとめるとともに、実効性のあるものとするため、平成28年度から平成29年度までを計画期間とする第1期行動計画を策定しています。

この間、第1期行動計画に基づき、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進に加え、重点施策として掲げた「新たな市民参加の取組」を推進するため「ごみゼロカフェ」を開催したほか、事業系ごみの減量化・資源化を促進するため「事業系一般廃棄物処理手数料」を改定するなど、市民・事業者・行政が一体となって、更なるごみの減量を進めているところです。

このような取組状況を踏まえつつ、第1期行動計画の計画期間が平成29年度までとなっていることから、平成30年度以降の施策等を定めた第2期行動計画が必要となります。

つきましては、第2期行動計画の策定の考え方について、貴審議会の専門的かつ広い見地に立った御意見を伺うものです。

（環境局生活環境部廃棄物政策担当）

電話 044-200-2557